

有田市子ども計画



令和8年3月
有田市

はじめに

有田市では、少子化の進行や若年層の転出超過、地域のつながりの希薄化など、こども・子育てを取り巻く環境が大きく変化する中、子育て世代包括支援センターやこども家庭センターの設置、教育・保育の質の向上、経済的負担の軽減など、子育て家庭を支える多様な施策を進めてまいりました。

しかしながら、人口減少・少子化は依然として深刻な課題であり、こどもと若者が将来に希望を持ち、「有田市で暮らしたい」「有田市で子育てしたい」と思える環境づくりが一層求められています。市民アンケートでも、経済的負担の軽減や思春期以降の支援、多様なニーズへの対応など、施策のさらなる充実が求められていることが明らかとなりました。

国では令和5年に「こども基本法」が施行され、「こどもまんなか社会」の実現が明確に掲げられました。こどもを権利の主体として尊重し、その最善の利益を最優先するという理念は、本市の施策においても重要な指針となるものです。

こうした状況を踏まえ、本市ではこのたび「有田市こども計画」を策定いたしました。本計画は、「子育ての喜びが人と人を結びつけ 子育て文化を創造するまち ありだ」という基本理念を継承しつつ、こども一人ひとりが自分らしく成長できる環境づくりをさらに推進するためのものです。

本計画では、「切れ目ない成長支援」「地域共創・未来づくり」「多様なニーズ対応と包摂的な支援」の3つを重点課題に据え、妊娠期から青年期までの一貫した支援の充実、地域全体でこどもと家庭を支える体制の強化、多様な背景を持つこども・家庭への専門的支援の拡充に取り組んでまいります。また、経済的負担の軽減、若者の地域定着、子育て拠点の整備など、未来につながる施策を総合的に展開してまいります。

私は、この計画を、行政だけでなく地域全体で取り組む「未来づくりの指針」として位置づけています。こどもたちが安心して成長できるまち、子育ての喜びを社会全体で分かち合えるまち、そして若者が希望を持てるまちを、市民の皆様とともに創り上げてまいります。

本計画の策定にあたり、市民の皆様をはじめ、関係団体の皆様から寄せられた貴重なご意見とご協力に対し、心より感謝申し上げます。

今後とも、未来を担うこどもたちが健やかに育つまちの実現に向け、皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和8年3月

有田市長 玉木久登



目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨・背景	1
2 計画の位置づけと法的根拠	2
3 計画の期間	3
4 計画の対象	3
第2章 有田市のこども・子育てを取り巻く現状	4
1 統計から見る有田市の現状	4
2 こども・若者に関するニーズ調査結果からの課題整理	13
3 こども・若者に関する支援の状況	29
第3章 計画の基本的な考え方	35
1 基本理念	35
2 重点課題	36
3 基本目標	37
4 計画の体系図	39
第4章 施策の展開	40
重点課題1 切れ目ない成長支援	40
重点課題2 地域共創・未来づくり	42
重点課題3 多様なニーズ対応と包摂的な支援	44
基本目標1 こどもの育ちを支える切れ目のない支援	46
基本目標2 希望を持って暮らせる環境づくり	53
基本目標3 地域全体でこども・子育てを支える体制づくり	59
基本目標4 配慮が必要なこども・家庭への包摂的支援	66
基本目標5 こどもの権利と安全を守る環境づくり	74
第5章 保育所及び幼児教育・保育施設について	80
1 背景	80
2 整備計画	80
3 整備計画の実施にあたって	82
第6章 計画の推進に向けて	83
1 市民や地域、関係団体等との協働	83
2 庁内の推進体制	83
3 こども・若者の意見聴取の実施	83
4 エビデンスに基づく政策立案の推進	83
5 計画の進行管理	83
資料編.....	84
1 有田市子ども・子育て会議条例	84
2 有田市子ども・子育て会議委員名簿	85
3 用語集	86

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨・背景

我が国のこどもや子育てを取り巻く環境は、少子化の進行、女性の社会進出、核家族化の進展、地域とのつながりの希薄化など、様々な社会変化に直面しています。こうした変化により、子育て家庭を取り巻く環境は複雑化・多様化し、子育ての孤立化、経済的負担の増大、多様なニーズへの対応など、新たな課題が顕在化しています。

このような状況下、国は令和5年に「こども基本法」を施行し、同年12月に「こども大綱」を閣議決定しました。「こどもまんなか社会」の実現を基本理念とし、「こどもの最善の利益」を最優先に、こども自身の意見を尊重し、権利を保障する施策展開が求められています。

有田市（以下、「本市」という。）においても、これまで子ども・子育て支援事業計画に基づき、子育て世代包括支援センターやこども家庭センターの設置、教育・保育の質の向上、多様な支援サービスの提供、経済的負担の軽減、ワーク・ライフ・バランスの推進などに取り組み、地域全体で子育てを支える体制の構築を進めてきました。

一方で、本市では人口減少・少子化が加速しており、若年層の転出超過や未婚率の上昇など、将来の地域社会の持続可能性に関わる深刻な課題に直面しています。また、市民アンケート調査からは、経済的負担への不安をはじめ、多様化する市民ニーズや新たな課題への対応が求められていることが明らかになりました。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響、デジタル化の急速な進展、気候変動や災害リスクの高まり、働き方や家庭の在り方の多様化など、予測困難で複雑化する社会変化への対応も求められています。

このたび、これまでの取組成果と新たに顕在化した課題を踏まえ、「こども基本法」及び「こども大綱」が示す新たな理念に基づき、こどもの権利保障と最善の利益を最優先に、すべてのこどもが健やかに成長し、安心してこどもを産み育てられる環境を整備するための重要な指針として、「有田市こども計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

本計画により、ライフステージを通じた切れ目のない支援、地域全体でこどもを支える体制の強化、若者に選ばれる魅力的なまちづくりを推進し、人口減少・少子化という構造的課題に立ち向かいながら、持続可能な地域社会の実現を目指します。

※「こども」および「障がい」の表記について、以下のとおり整理しています。

- ・「こども」：こども基本法に基づき、原則として平仮名表記としていますが、法律名や他計画名などの固有名詞については、その表記に従っています。
- ・「障がい」：国の法律などの固有名詞や本市の過去の計画名を除き、平仮名表記としています。そのため、計画内に平仮名表記と漢字表記が併存しています。

2 計画の位置づけと法的根拠

本計画は、こども基本法（第10条第2項）に基づく「市町村こども計画」として策定するとともに、子ども・子育て支援法（第61条）に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法（第8条）に基づく「市町村行動計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（第10条第2項）に基づく「市町村計画」を一体的に策定する、こども施策に係る総合的な計画です。

また、本計画は、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律に規定される母子保健分野の施策、及び母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づくひとり親家庭等への自立支援に関する施策についても、これらに準ずる内容を包含するものとして策定します。

本計画の策定にあたっては、国の「こども大綱」及び「和歌山県こども計画」を勘案するとともに、子ども・子育て支援法に基づく「基本指針」等を踏まえ、有田市におけるこども施策を総合的かつ計画的に推進するものです。

【こども基本法（第10条第2項）】

市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

<一体的策定対象となる個別法の根拠>

【子ども・子育て支援法（第61条第1項）】

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

【次世代育成支援対策推進法（第8条第1項）】

市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

【こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（第10条第2項）】

市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間として設定します。

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
第1期有田市子ども計画					第2期有田市子ども計画			
第3期有田市子ども・子育て支援事業計画								

4 計画の対象

本計画は、子ども基本法第2条に基づき、心身の発達の過程にある「子ども」とその家庭を主な対象とします。

子ども基本法では、子ども施策を「新生児期から思春期を経ておとなになるまでの切れ目ない支援」「妊娠、出産、育児等の各段階に応じた支援」「こどもの養育環境の整備」と定義していることから、本計画では妊娠期から青年期まで、さらには子育て家庭や地域社会も含めた包括的な取組を対象としています。

第2章 有田市のこども・子育てを取り巻く現状

1 統計から見る有田市の現状

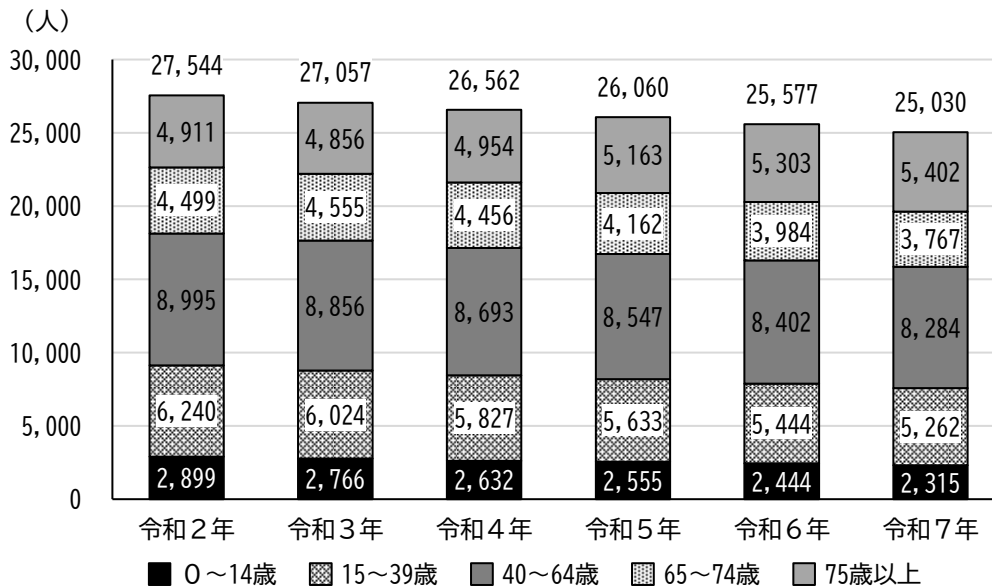
(1) 人口・世帯の状況

① 人口の推移

本市の総人口は、令和2年の27,544人から令和7年の25,030人と2,514人減少しており、5年間で約10%減、毎年平均約500人のペースで減少しています。

特に、0歳～14歳までの年少人口は、令和2年の2,899人から令和7年の2,315人と584人減少、15歳～39歳までの若年層・労働年齢層も、令和2年の6,240人から令和7年の5,262人と978人減少しています。

● 総人口と年齢階層別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年3月31日）

② 40歳未満の子ども・若者数の推移

本市の40歳未満の子ども・若者数は全体として減少傾向にあります。総人口は令和2年から令和7年の5年間で約10%減少していることに対し、40歳未満人口は令和2年の9,139人から令和7年の7,577人と1,562人減少しており、約17%の減少と総人口に対して高い減少率となっています。

特に5～9歳、15～19歳、30～34歳の年齢層で顕著な減少がみられます。

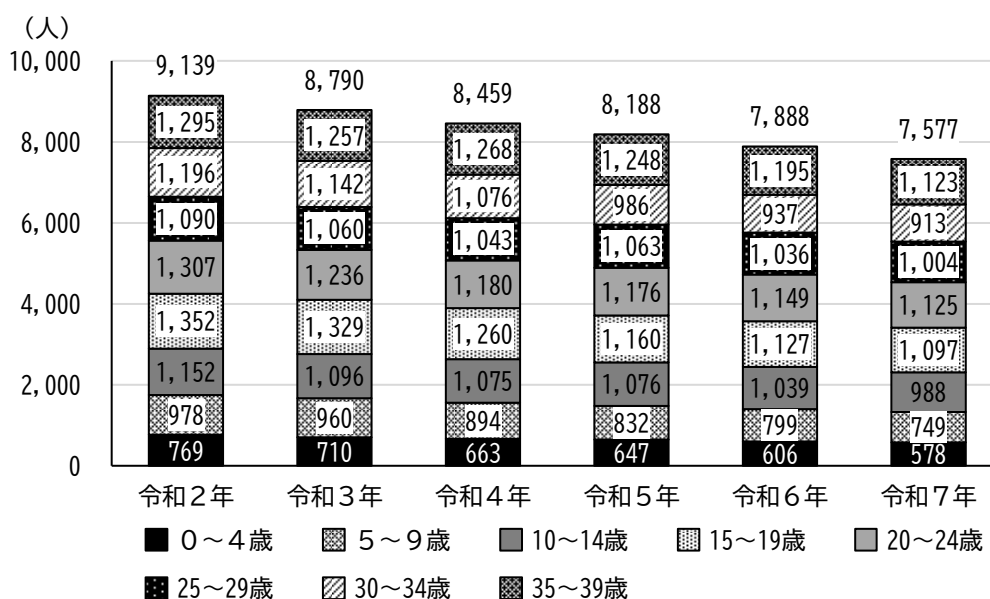
年齢層別にみると、0～4歳では、令和2年の769人から令和7年の578人へと191人減少（減少率24.8%）しており、出生数の大幅な減少が要因と考えられます。

5～9歳では、令和2年の978人から令和7年の749人へと229人減少（減少率23.4%）しており、少子化の継続を表しています。

一方、25～29歳では86人減少（減少率7.9%）、20～24歳では182人減少（減少率13.9%）と、他の年齢層と比較して減少幅は比較的小さくなっています。

30～34歳では、令和2年の1,196人から令和7年の913人と283人減少しており、減少率23.7%と大きな減少となっています。

●40歳未満の子ども・若者数の推移



資料：住民基本台帳（各年3月31日）

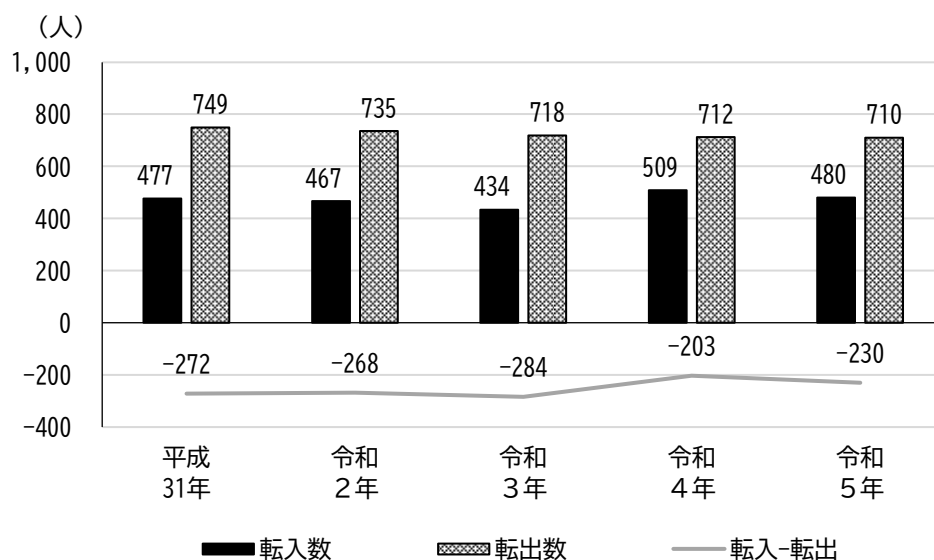
③ 社会動態の推移

転入数は令和3年にかけて減少傾向で推移していましたが、令和4年に509人と増加に転じ、令和5年では480人に減少したものの、近年では比較的高い水準となっています。

転出数は700人台で推移しており、緩やかな減少傾向となっています。

転入数と転出数の差である社会動態は、いずれの年も200人台の転出超過の状況が続いています。

●社会動態の推移

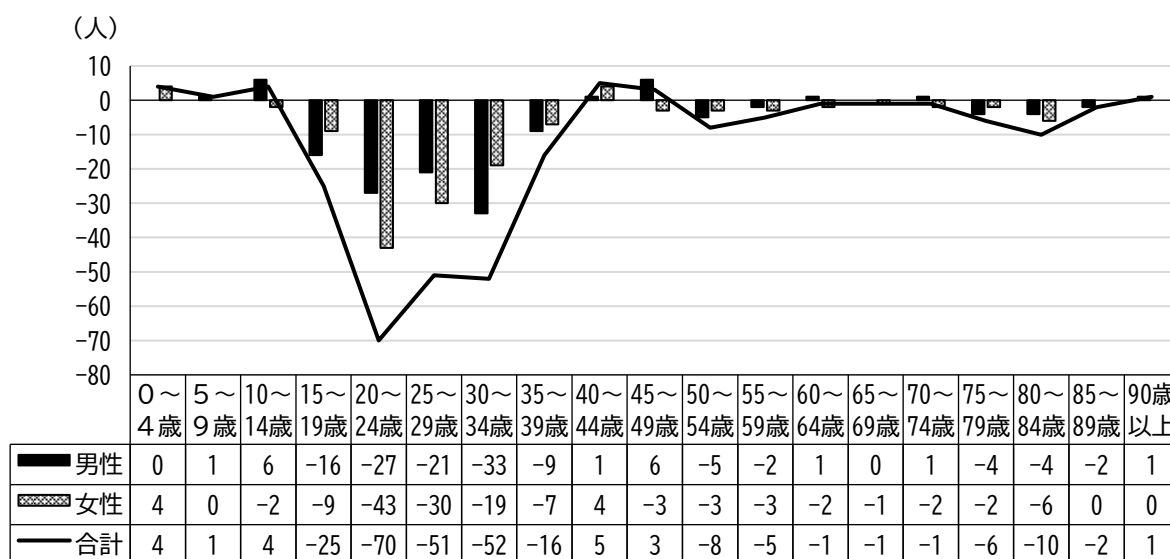


資料：住民基本台帳人口移動報告

④ 年代別にみる社会動態の状況

年代別にみると、20歳代から30歳代前半にかけて転出超過が顕著となっており、特に男性では30～34歳で33人、女性では20～24歳で43人の転出超過となっています。

●年代別にみる社会動態の状況



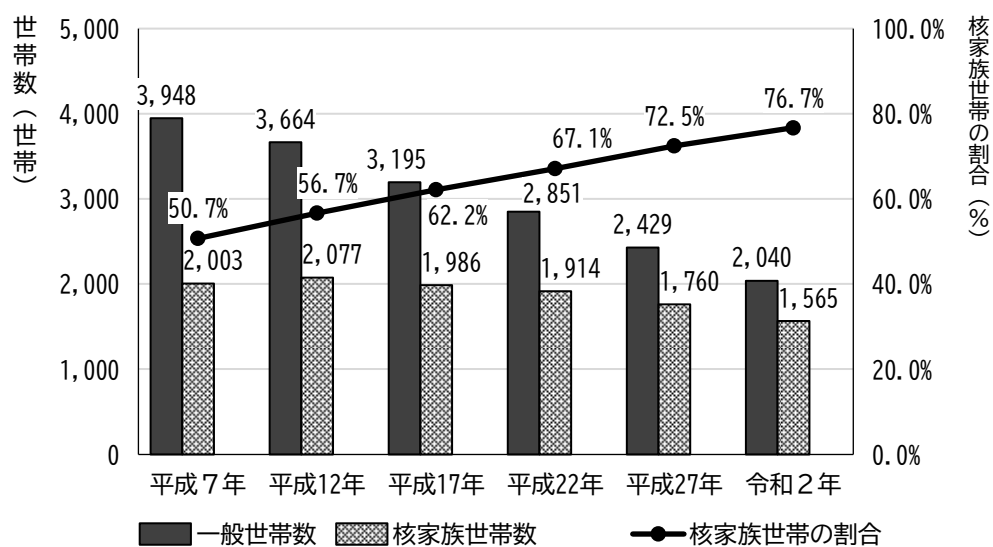
資料：住民基本台帳人口移動報告（令和5年）

(2) 18歳未満世帯員のいる世帯の動向

① 一般世帯及び核家族世帯の推移

18歳未満世帯員がいる世帯数は、平成12年から令和2年にかけて減少傾向で推移しています。核家族世帯の割合は増加傾向にあり、令和2年には76.7%となっています。

●18歳未満世帯員のいる世帯の世帯数と核家族世帯数の推移



資料：国勢調査

② ひとり親世帯数の推移

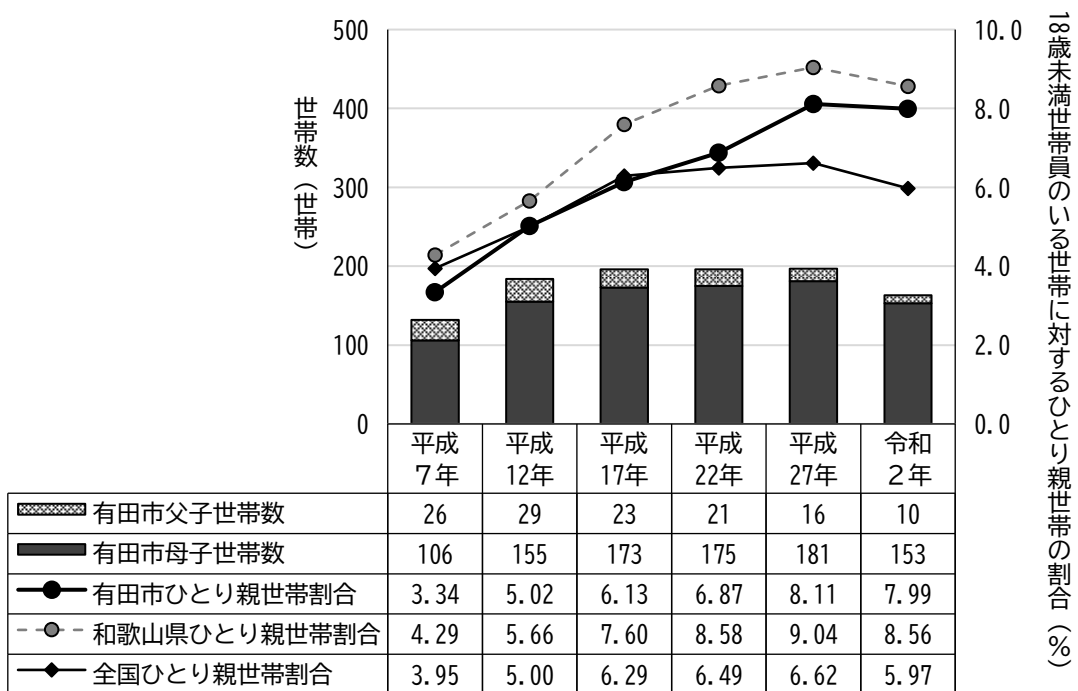
母子世帯数は、平成 27 年にかけて増加していますが、令和 2 年にはわずかに減少がみられます。

父子世帯数は、平成 12 年の 29 世帯をピークに、平成 17 年以降減少に転じ、令和 2 年に 10 世帯となっています。

有田市の 18 歳未満の世帯に対するひとり親世帯の割合は、平成 27 年にかけて増加していますが、令和 2 年にはわずかな減少がみられます。

和歌山県及び全国の割合と比較すると、有田市のひとり親世帯の割合は和歌山県よりも低い水準となっています。

●18 歳未満世帯員のいる世帯のひとり親世帯数の推移



資料：国勢調査

(3) 出生・婚姻の状況

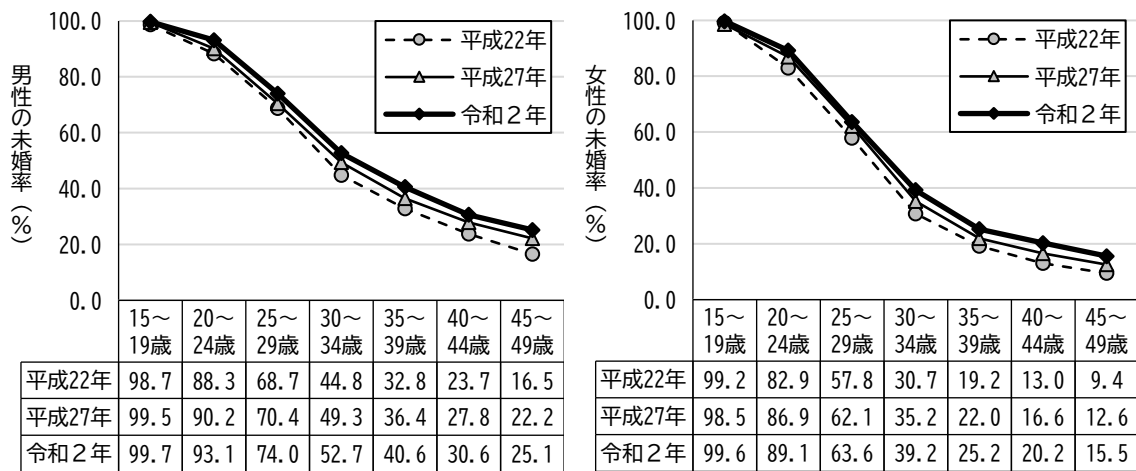
① 未婚率の推移

未婚率についてみると、男性の方が女性よりも高い傾向があり、令和2年ではすべての年齢層において、男性の未婚率が女性の未婚率を上回っています。

特に25～44歳においては、男性の未婚率は女性よりも10ポイント以上高くなっています。

年代別でみると、男女ともに30歳代の未婚率の上昇が20歳代より著しく高くなっており、晩婚化・未婚化が進んでいることがうかがえます。

●男女別未婚率の推移（有田市）

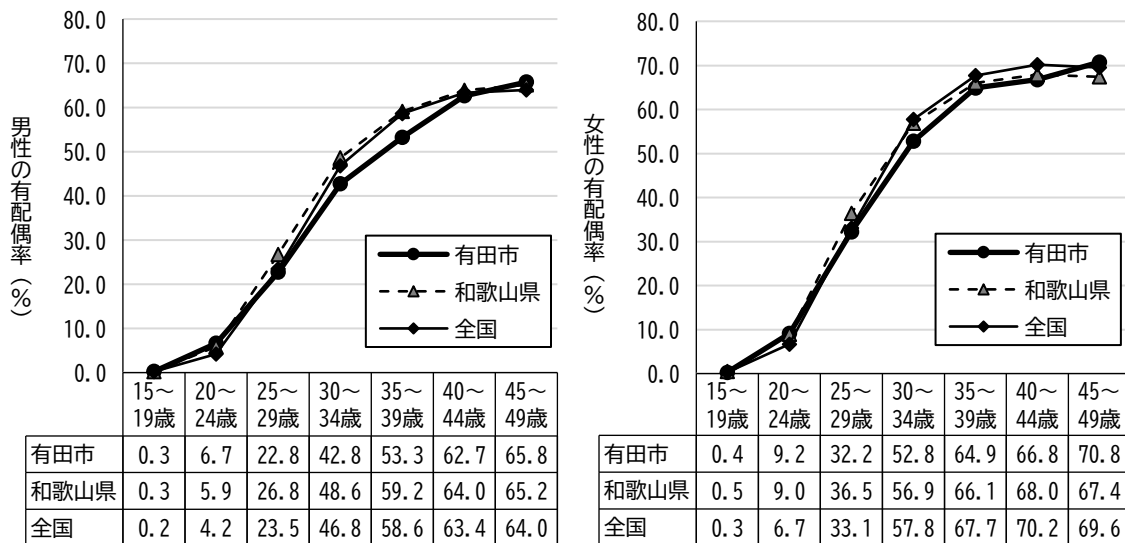


資料：国勢調査

② 有配偶率の県・全国比較

本市の有配偶率についてみると、25～44歳において男女ともに和歌山県や全国よりも低くなっており、晩婚化・未婚化が顕著となっています。

●男女別有配偶率（和歌山県・全国比較）

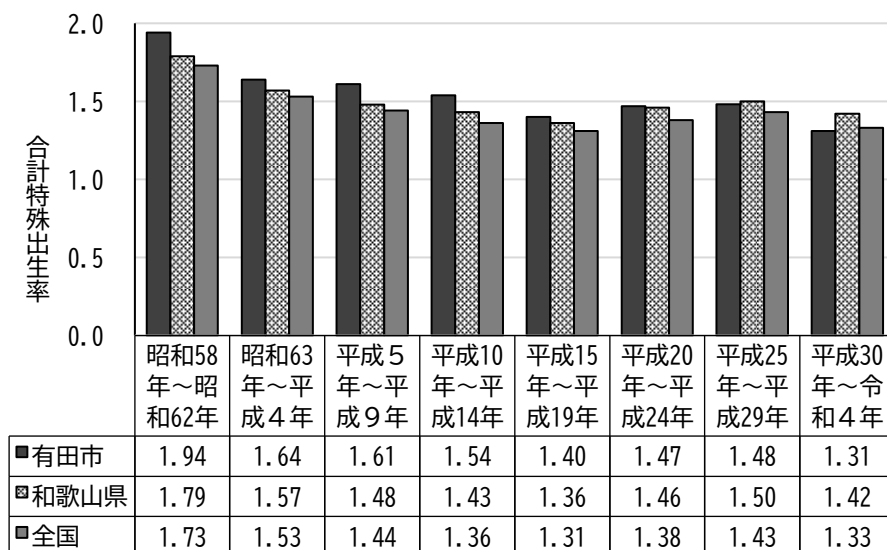


資料：国勢調査（令和2年）

③ 合計特殊出生率

有田市、和歌山県、全国のいずれも、合計特殊出生率は昭和 58 年から昭和 62 年の間に高い水準を維持していましたが、その後は減少傾向で推移しています。特に、有田市では平成 30 年から令和 4 年の期間で 1.31 と最も低い水準となっており、人口減少の進行が懸念されます。

● 合計特殊出生率の推移（和歌山県、全国比較）



資料：人口動態保健所・市区町村別統計（人口動態統計特殊報告）

(4) 子育て支援の状況

① 保育所の児童数

宮崎町保育所では 15 人、保田保育所では 141 人、宮原保育所では 129 人、古江見保育所では 26 人、そとはま保育所では 94 人の児童がそれぞれ在園しており、市内全体で 405 人の児童が保育所に在園しています。

●保育所別、児童の年齢別の児童数 (児童数：人)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	保育所計
宮崎町保育所			1	3	7	4	15
保田保育所	5	21	29	33	29	24	141
宮原保育所	3	21	25	21	32	27	129
古江見保育所			3	6	7	10	26
そとはま保育所	2	17	24	15	15	21	94
計	10	59	82	78	90	86	405

令和7年4月現在

② 幼稚園型認定こども園の児童数

ぶっとく幼稚園では 78 人の児童が在園しています。

初島幼稚園では 33 人の児童が在園しており、市内全体では 111 人の児童が幼稚園に在園しています。

なお、初島幼稚園では 1 歳児からの受け入れを行っています。

●幼稚園別、児童の年齢別の児童数 (児童数：人)

	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	幼稚園計
ぶっとく幼稚園		8	25	18	27	78
初島幼稚園	4	1	9	9	10	33
計	4	9	34	27	37	111

令和7年5月現在

③ 待機児童の状況

令和2年度から待機児童数は発生していません。

●待機児童の人数の推移 (待機児童数：人)

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月
待機児童数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

資料：厚生労働省保育課

- ④ 家事・子育て等に対して支援が必要な世帯 [子育て世帯訪問支援事業の対象世帯]
 家事・子育て等に対して支援が必要な世帯として、ネグレクト（怠慢・拒否）の事例が3世帯確認されています。

家庭支援事業等で伴走支援をすることで虐待防止につなげていきます。

なお、相談支援員等が相談を含め対応している世帯のうち、子育て世帯訪問支援事業の利用が望ましい世帯を対象としています。

●家事・子育て等に対して支援が必要な世帯数 (単位：世帯)

児童相談所から引き継いだ児童がいる世帯	ネグレクト（怠慢・拒否）	保護者の育児疲れや育児不安	ヤングケアラー	特定妊婦
0	3	0	0	0

令和6年度実績

- ⑤ 養育環境等に課題を抱える児童 [児童育成支援拠点事業の対象児童数]

家庭や学校の居場所のない養育環境等に課題を抱える児童として一定の数を把握しています。安心できる居場所を提供し、生活習慣の形成や学習サポート等児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて包括的に支援することで虐待防止や健全な育成につなげていきます。

●養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童（18歳未満） (単位：人)

一時保護から解除され、引き継いだ児童数	虐待相談を受けた児童数	その他本事業の支援が必要な児童数
0	19	7

令和6年度実績

- ⑥ 児童との関わり方や子育てに関する相談 [親子関係形成支援事業の対象相談件数]

児童との関わり方や子育てに関する相談として、保護者の育児不安相談が2件、育児しつけ相談が8件寄せられました。

性格行動相談及び児童相談所から引き継いだ児童に関する相談については、いずれも該当する事例はありませんでした。

●児童との関わり方や子育てに関する相談件数 (単位：件)

保護者の育児不安相談件数	育児しつけ相談件数	性格行動相談件数	児童相談所から引き継いだ児童数
2	8	0	0

令和6年度実績

2 こども・若者に関するニーズ調査結果からの課題整理

(1) 各調査の実施方法・回収結果

① 就学前児童・小学生保護者調査（子ども・子育て支援事業計画より）

- ◇調査対象者：本市在住の方から無作為抽出
- ◇調査期間：令和6年1月15日（月）～1月29日（月）
- ◇調査方法：保育所・幼稚園・小学校を通して配布・回収
就学前児童については郵送配布・郵送回収

種別	配布数	有効回収数	有効回収率
就学前児童アンケート調査	974 件	465 件	47.7%
小学生アンケート調査	1,232 件	775 件	62.9%

② 中学生アンケート調査

- ◇調査対象者：中学校全校生徒（当日出席者）
- ◇調査期間：令和7年5月20日（火）～6月4日（水）
- ◇調査方法：学校（朝の会）を通して実施（Web回答可）

種別	配布数	有効回収数	有効回収率
中学生アンケート調査	556 件	508 件	91.4%

③ 若者調査

- ◇調査対象者：本市在住（一般：18～39歳）の方から無作為抽出
- ◇調査期間：令和7年5月20日（火）～6月4日（水）[6月30日（月）まで延長]
- ◇調査方法：郵送配布・回収（Web回答可）

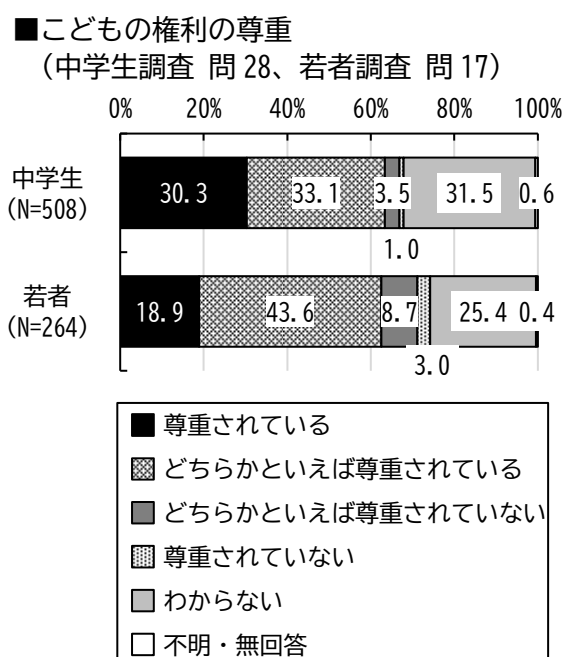
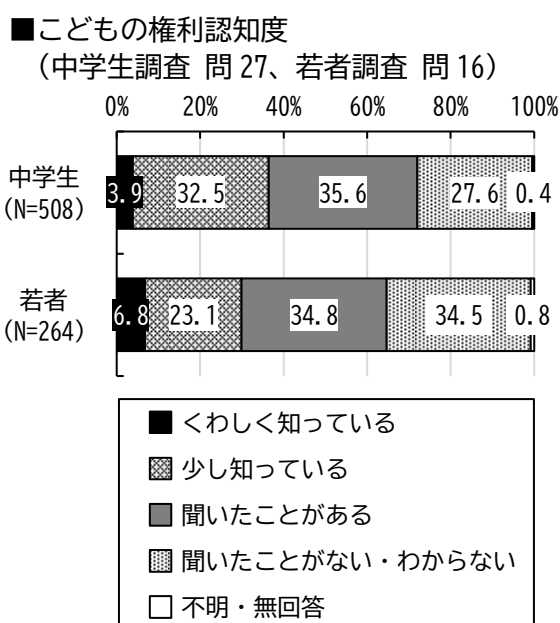
種別	配布数	有効回収数	有効回収率
一般アンケート調査	1,500 件	264 件	17.6%

(2) 現状分析と課題の整理

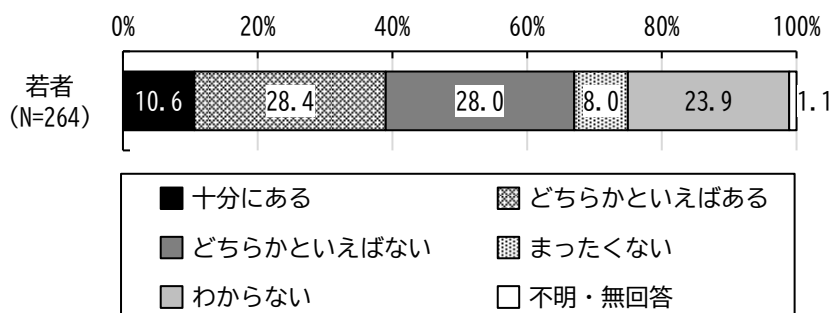
① こどもの権利の認知・尊重と意見表明機会の充実

こどもの権利の認知度は、「くわしく知っている」「少し知っている」「聞いたことがある」の割合が中学生では 72.0%、若者では 64.7%と一定の認知がみられますが、「聞いたことがない・わからない」という意見も中学生で 27.6%、若者で 34.5%となっており、さらなる周知が必要です。

また、権利尊重の実感については中学生 63.4%、若者 62.5%が『尊重されている』（「尊重されている」と「どちらかといえば尊重されている」の合計）と回答していますが、若者の意見表明機会について「十分にある」と回答したのは 10.6%となっており、実際の参画機会の充実が課題です。



■意見表明機会 (若者調査 問 18)

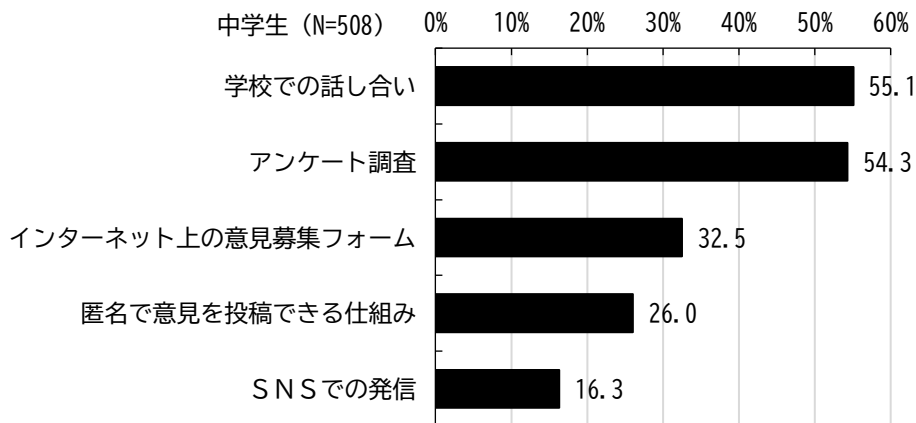


② こども・若者の意見表明の手段の充実

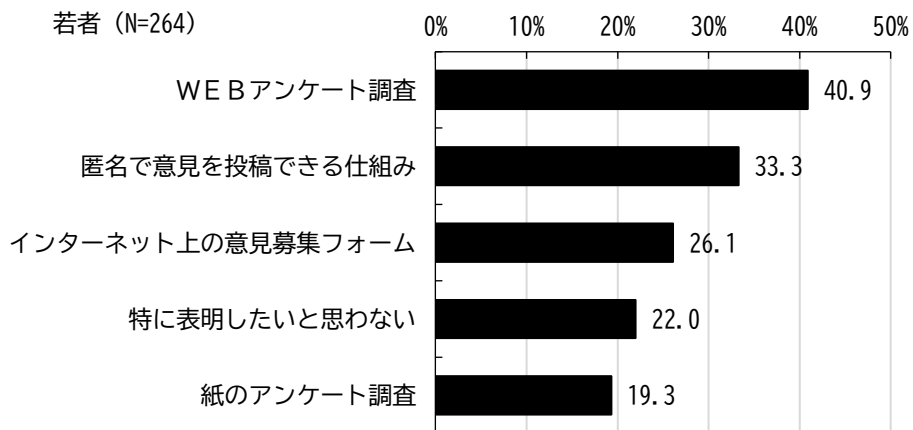
意見を伝えやすい方法については、中学生では「学校での話し合い」55.1%、「アンケート調査」54.3%が上位となっており、様々な形で意見を表明できる機会が求められています。

若者では「WEBアンケート調査」40.9%、「匿名で意見を投稿できる仕組み」33.3%が上位となっており、デジタルツールや匿名性を重視する傾向がみられます。世代に応じた多様な参画手段の提供が必要です。

■意見を伝えやすい方法 [5位まで抜粋] (中学生調査 問31)



■意見を表明しやすい方法 [5位まで抜粋] (若者調査 問20)



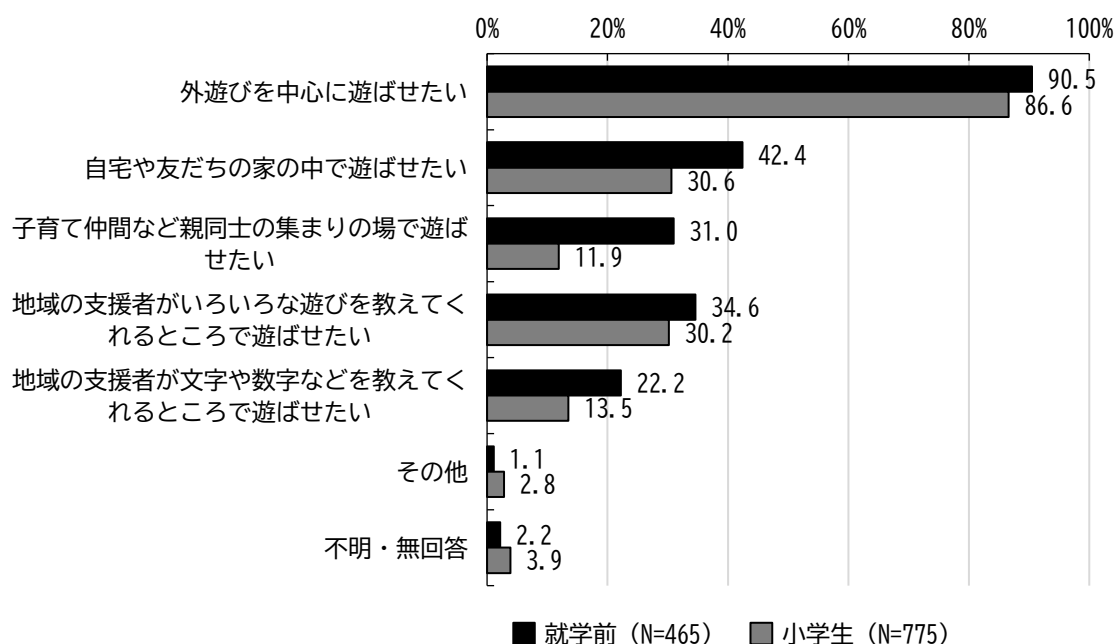
③ こどもの遊び環境と地域活動参加の促進

遊び場への希望については、「外遊びを中心に遊ばせたい」が就学前 90.5%、小学生 86.6%と高い割合を示しており、外遊びへの強いニーズがあります。

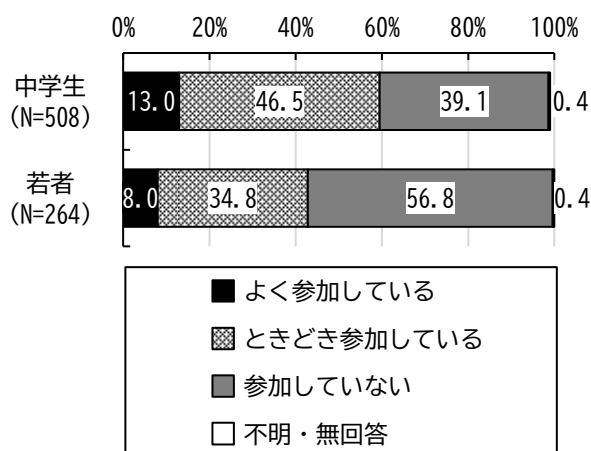
地域活動参加状況については、中学生では『参加している』（「よく参加している」「ときどき参加している」の合計）が 59.5%である一方、若者では約 42.8%にとどまっており、年齢とともに地域活動への参加が減少しています。

また、参加したい地域活動として、中学生では「地域のお祭り・イベント」80.7%が最も高く、次いで「スポーツ活動・大会」37.6%となっており、地域行事への関心の高さがうかがえます。

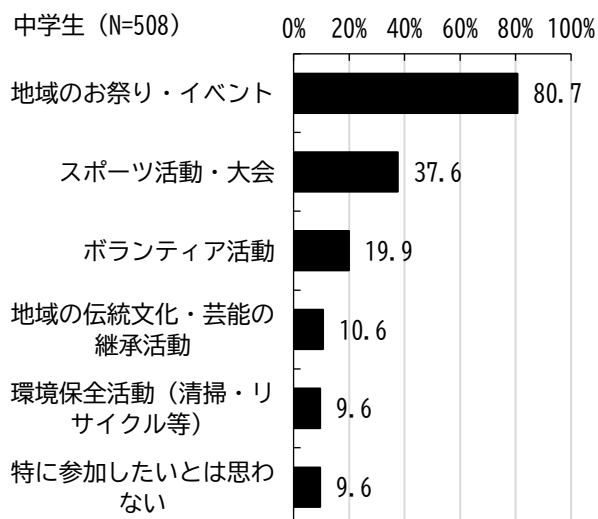
■地域でこどもを遊ばせたいと思う場所（就学前調査 問 39、小学生調査 問 30）



■地域活動参加状況
（中学生調査 問 23、若者調査 問 12）



■参加したい地域活動[5位まで抜粋]
（中学生調査 問 24）

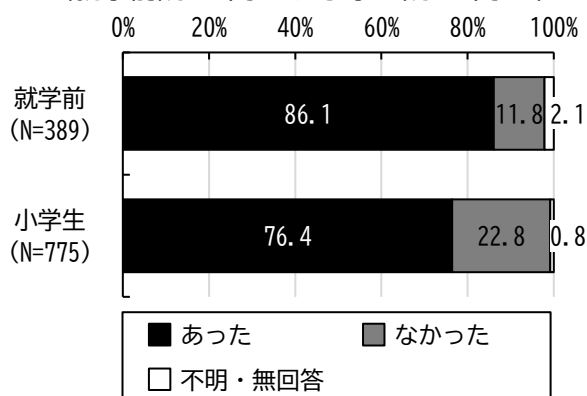


④ こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

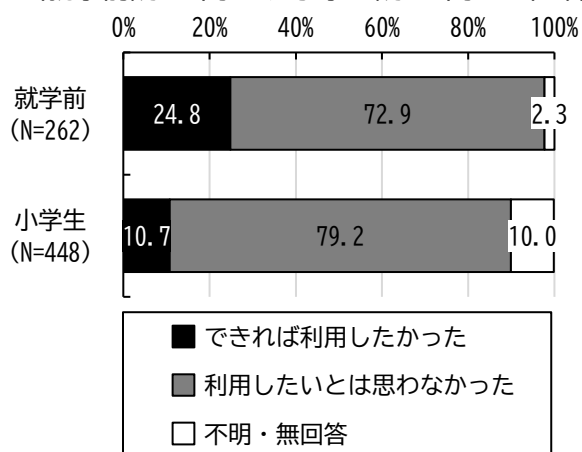
病気時の対応については、就学前 86.1%、小学生 76.4%で教育・保育事業の利用ができなかった経験があり、病児保育の利用希望は就学前で 24.8%ありますが、小学生では 10.7%まで減少しており、年齢とともにニーズが変化しています。

悩みを抱える中学生は 13.6%で、その内容は「勉強や成績のこと」47.8%、「将来やこれからのこと」46.4%、「友だちのこと」が 42.0%と上位を占めています。また、相談相手としては「お母さん」が 77.8%と最も高く、次いで「友達や先輩」72.0%、「お父さん」50.0%、「学校の先生」46.3%となっており、家族だけでなく友人関係や学校も重要な支援の場となっています。

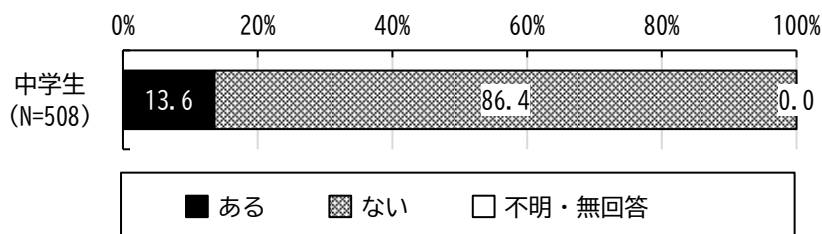
■ 病気による事業利用不可・学校欠席
(就学前調査 問 20、小学生調査 問 13)



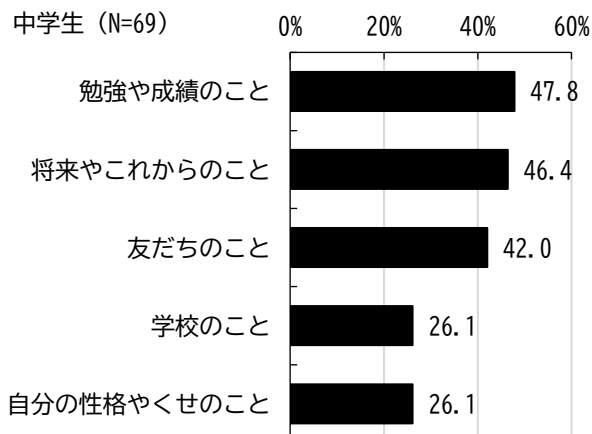
■ 病児保育利用希望
(就学前調査 問 22、小学生調査 問 15 (1))



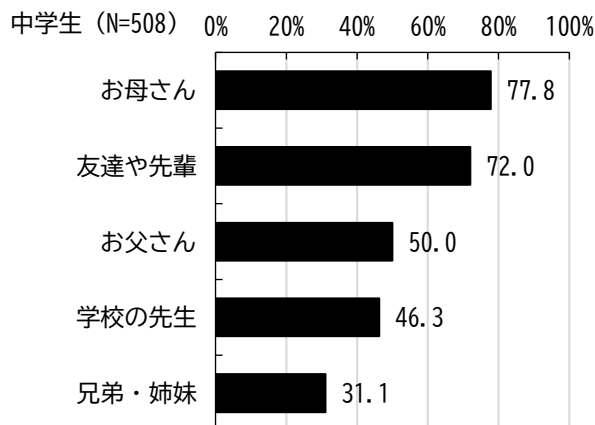
■ 悩みの有無 (中学生調査 問 9)



■ 悩みの内容 [5位まで抜粋]
(中学生調査 問 10)



■ 悩みの相談相手 [5位まで抜粋]
(中学生調査 問 11)

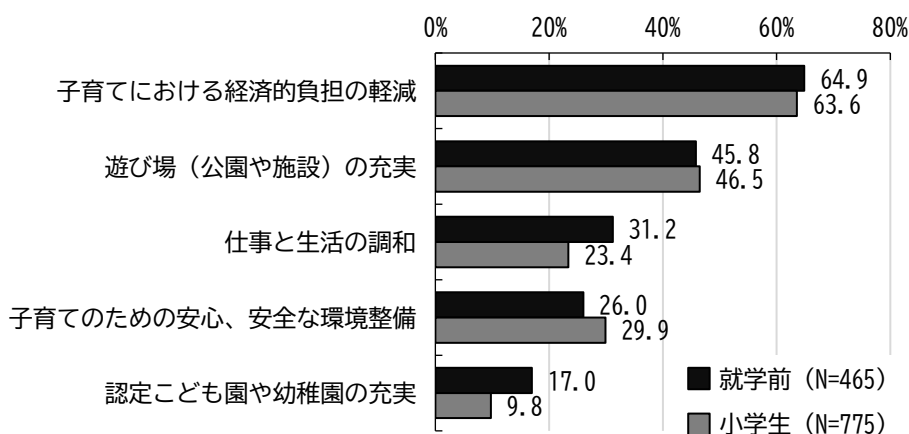


⑤ こどもの貧困対策

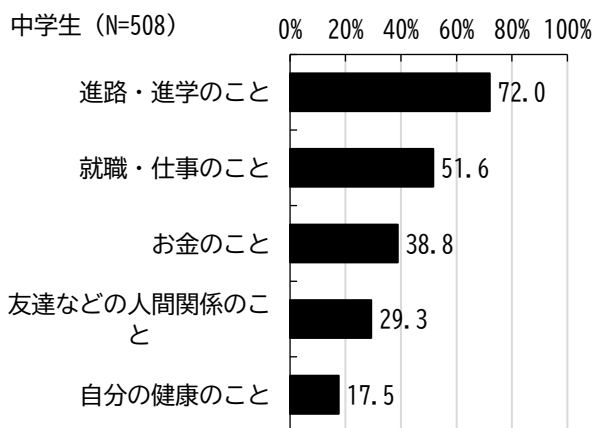
まちづくりへの要望として、「子育てにおける経済的負担の軽減」が就学前 64.9%、小学生 63.6%と最も高くなっており、

子ども・若者自身についても、中学生の 38.8%が「お金のこと」を将来への不安として挙げ、若者に対し、行政が取り組むべきことでは「お金の心配をすることなく学べる（進学・塾に行く）よう支援する」が 53.8%、「就職に向けた相談やサポート体制を充実させる」が 47.3%と上位を占めており、教育から就労に至る包括的な支援が求められています。

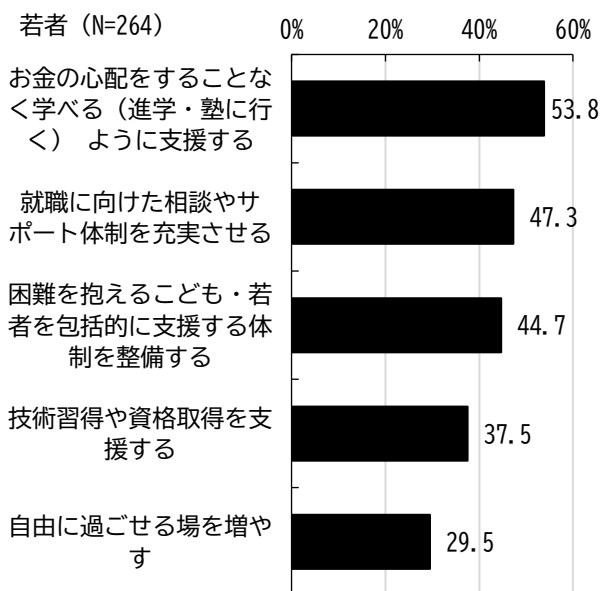
■まちづくりへの要望[5位まで抜粋]（就学前調査 問 45、小学生調査 問 33）



■将来への不安 [5位まで抜粋] (中学生調査 問 19)



■若者に対し、行政が取り組むべきこと [5位まで抜粋] (若者調査 問 34)

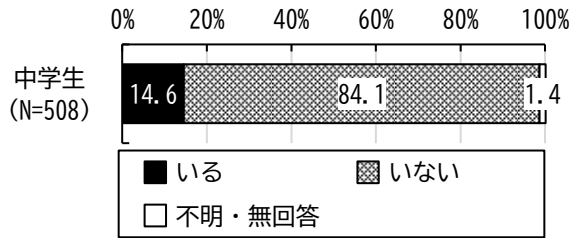


⑥ ヤングケアラーへの支援

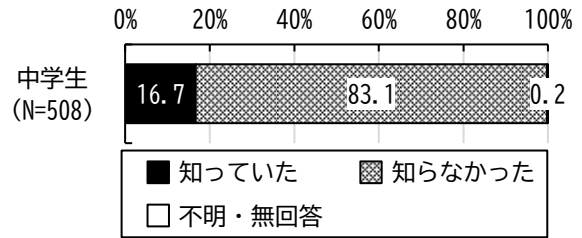
ヤングケアラーについては、中学生の 14.6%が「世話をしている家族がいる」と回答している一方で、ヤングケアラーという言葉については 83.1%が「知らなかった」と回答しており、認知度の低さが課題となっています。

また、家事等で「大変なことがある」と回答した中学生は 11.2%となっており、一定数の子どもが家庭内で負担を抱えている可能性があるため、早期発見と適切な支援体制の構築が必要です。

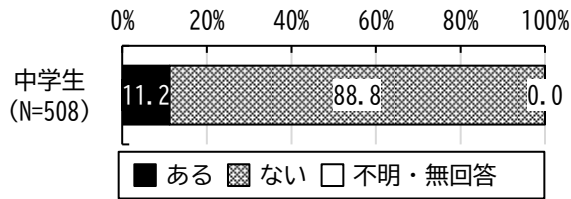
■世話をしている家族の有無
(中学生調査 問 20)



■ヤングケアラー認知度
(中学生調査 問 21)



■家事等で大変なことの有無
(中学生調査 問 22)



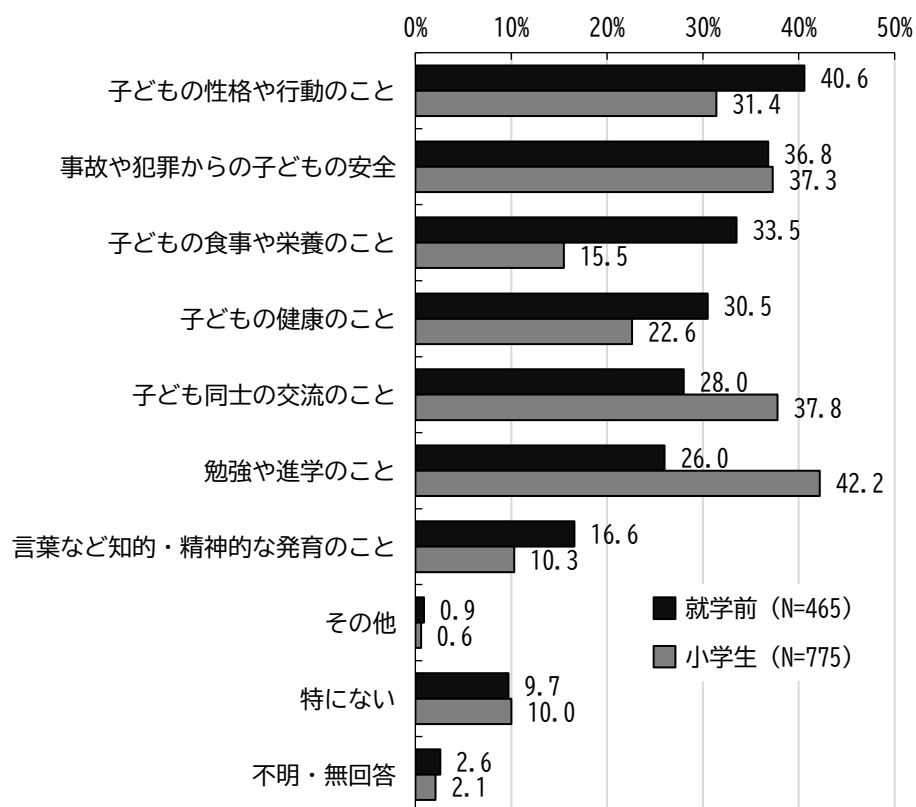
⑦ こども・若者の安全確保と健全な育ちの支援

保護者の約4割が「事故や犯罪からの子どもの安全」を不安として挙げ（就学前 36.8%、小学生 37.3%）、こどもの安全確保への関心の高さがうかがえます。

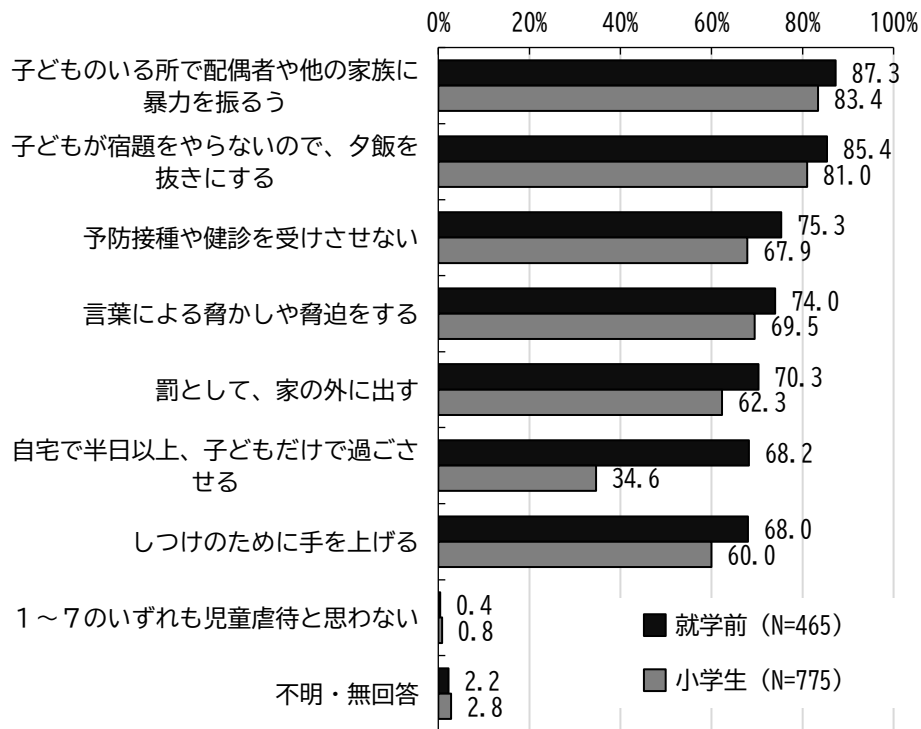
児童虐待については、就学前、小学生ともに一定の割合で適切な認識を持っていることがわかります。しかし、これらの項目はすべて不適切な養育（虐待）であるため、引き続きさらなる啓発を行う必要があります。

中学生の91.5%が学校が「楽しい」と回答しており、学校に『行きたいと思う』（「とても行きたいと思う」「まあまあ行きたいと思う」の合計）が94.1%と高い割合となっていますが、一方で『行きたいと思わない』（「あまり行きたいと思わない」「まったく行きたいと思わない」の合計）が4.9%と、少数ながら学校生活に課題を抱える生徒への配慮も必要です。

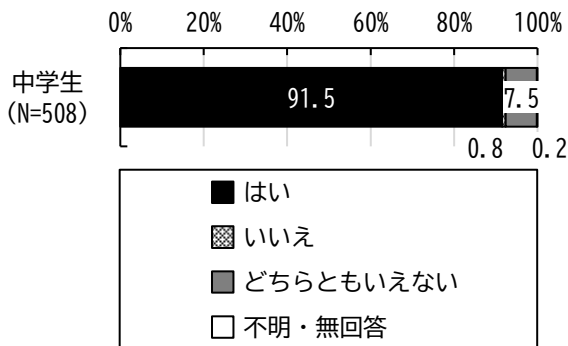
■こどものことの不安・悩み（就学前調査 問41ア、小学生調査 問29ア）



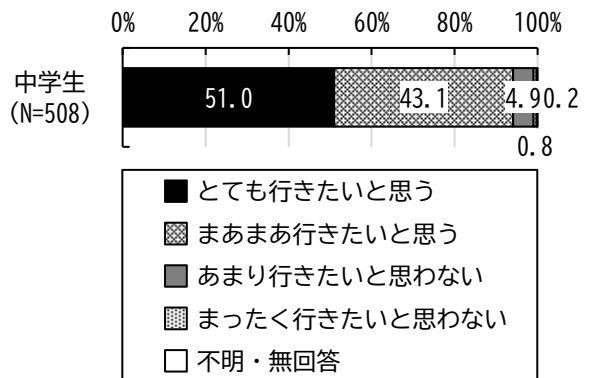
■児童虐待認識（就学前調査 問42、小学生調査 問31）



■学校は楽しいか（中学生調査 問4）



■学校への意欲（中学生調査 問5）



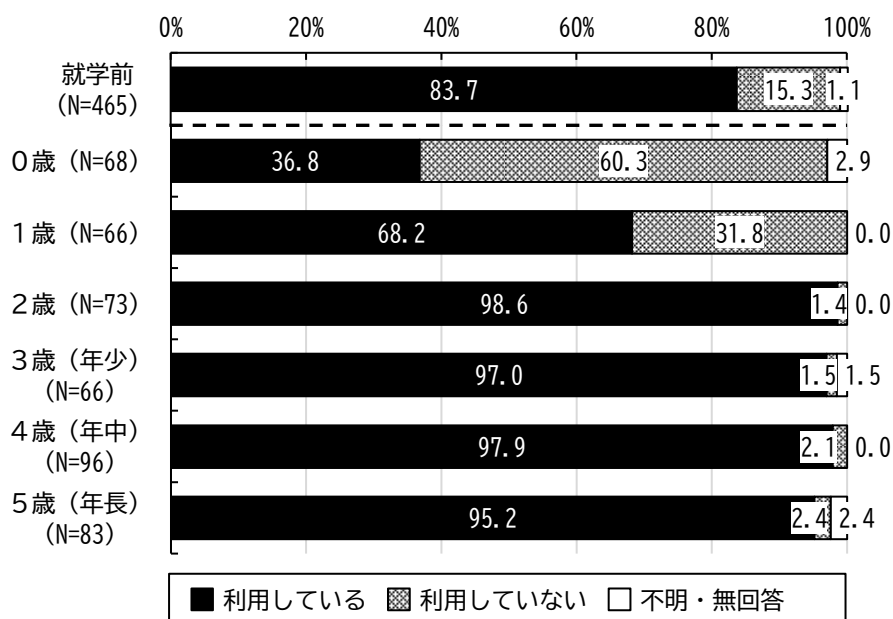
⑧ こどもの誕生前から幼児期まで

定期的な教育・保育事業の利用率は全体で 83.7%と高い水準にあり、0歳児 36.8%、1歳児 68.2%となっています。

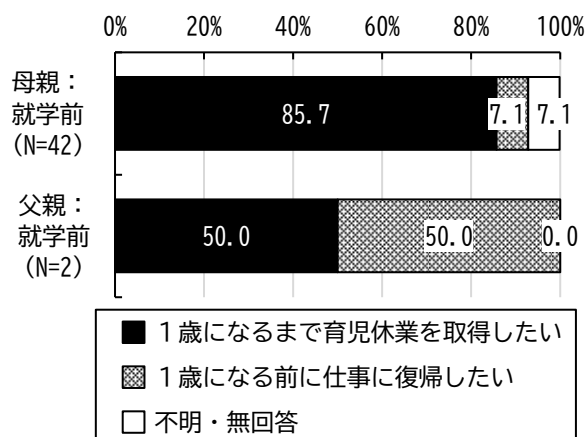
0歳児の利用率が低いのは、母親の 85.7%が「1歳になるまで育児休業を取得したい」と希望していることを反映しており、家庭での育児を重視する傾向がうかがえます。

育児休業の取得状況について、「取得した」は母親の 32.5%に対し父親の 8.8%と大きな差があり、父親の 75.7%が「取得していない」状況にあることから、男性の育児参画促進とともに、育休取得を希望する人の希望が実現できる職場環境の整備が課題です。

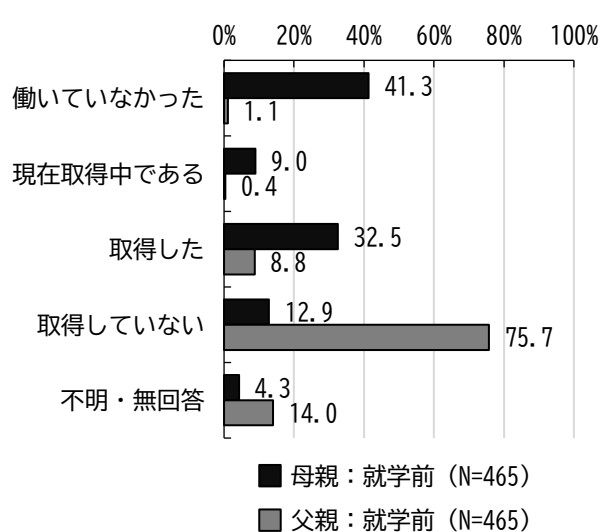
■ 定期的教育・保育事業利用状況（就学前調査 問 11）



■ 希望する育休期間（就学前調査 問 27）



■ 育児休業取得率（就学前調査 問 26）



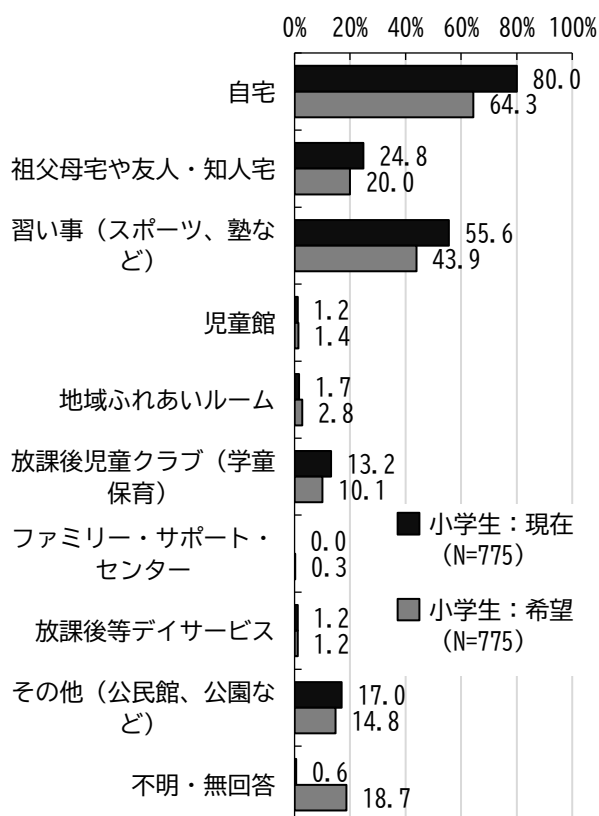
⑨ 学童期・思春期

小学生の放課後の過ごし方は「自宅」が80.0%と最も多くなっています。

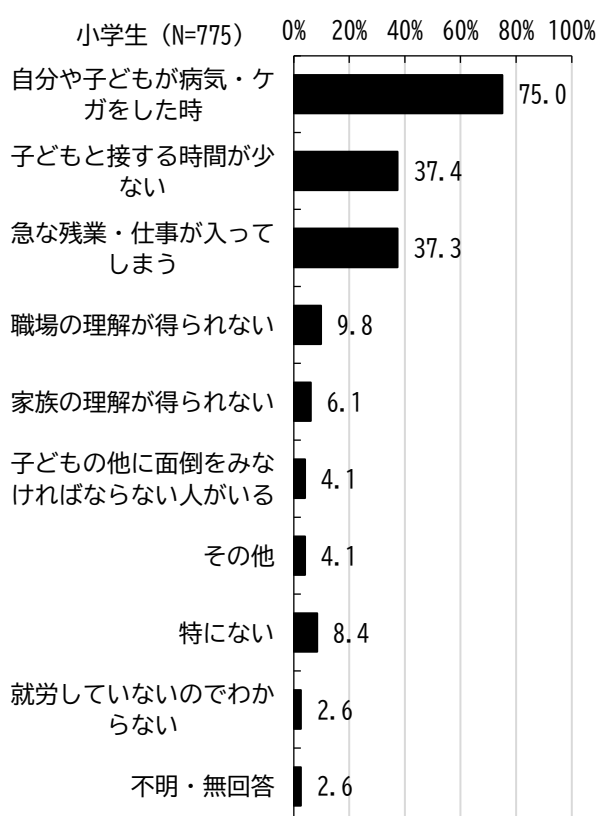
仕事と子育ての両立については、75.0%の保護者が「自分や子どもが病気・ケガをした時」に困難を感じており、病児対応が大きな課題となっています。

中学生については、将来の夢を持っている割合が54.5%である一方、「いいえ」「よくわからない」が45.0%となっており、将来への希望感については『希望がある』（「希望がある」「どちらかといえば、希望がある」の合計）が73.0%と、多くの生徒が肯定的な回答をしています、約3割は将来への希望を持たずにいる状況です。

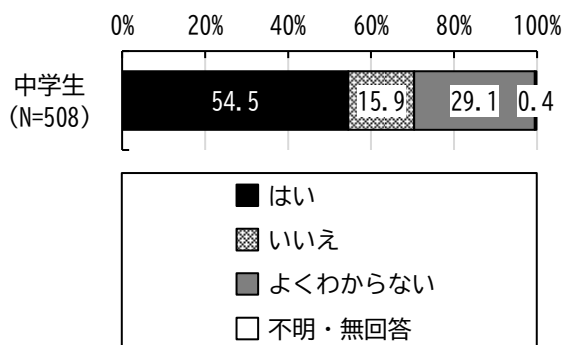
■放課後の過ごし方
(小学生調査 問 11)



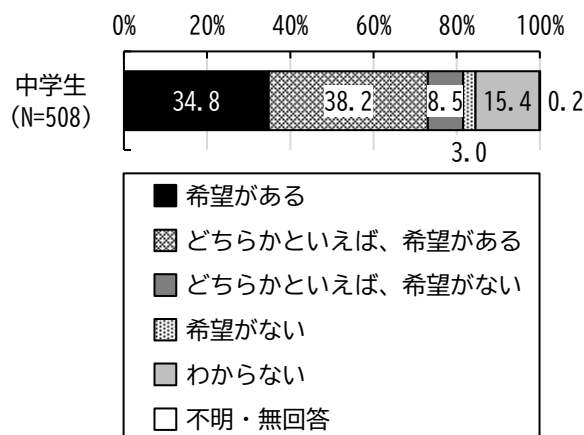
■仕事・子育て両立の困難
(小学生調査 問 18)



■将来の夢の有無 (中学生調査 問 17)



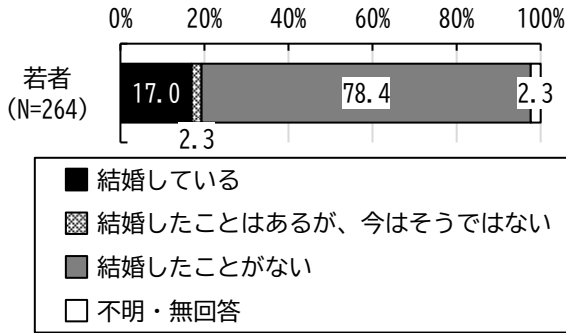
■将来の希望の有無 (中学生調査 問 18)



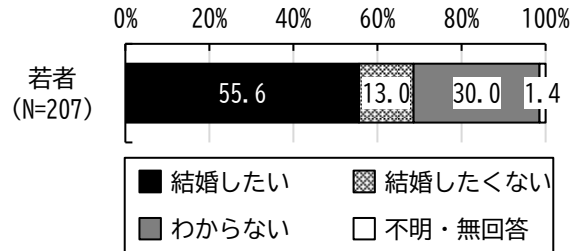
⑩ 青年期の結婚・子育て意向

若者の78.4%が「結婚したことがない」状況で、結婚意向については「結婚したい」が55.6%、「わからない」が30.0%となっています。子育て意向については「子どもをもちたいと思う（もっている）」が44.7%にとどまっており、結婚や子育てに対する価値観の多様化がうかがえます。若者が希望するライフスタイルを選択できる社会環境の整備が重要です。

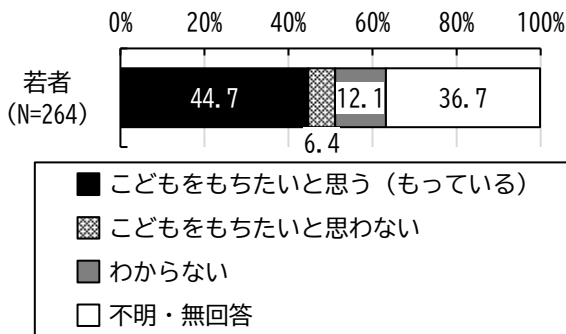
■ 婚姻状況（若者調査 問 26）



■ 結婚の希望（若者調査 問 27）



■ こどもの希望（若者調査 問 28）



⑪ 若者の生活課題と支援ニーズ

幸福度（10点満点）は中学生 7.81 点から若者 5.89 点へと低下しており、年齢とともに幸福度が下がる傾向があります。孤独感については 43.6%が「孤独とは感じない」と回答している一方、一定数が孤独感を抱えている状況です。

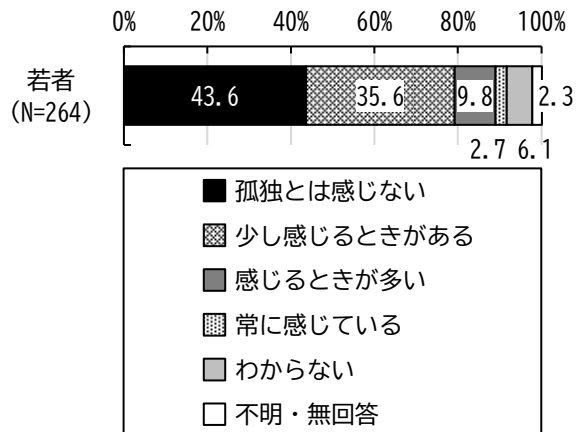
若者に対する行政の取組については「お金の心配をすることなく学べる支援する」が 53.8%が最も高く、経済面での学習支援と就労支援への強いニーズがあります。

■幸福度

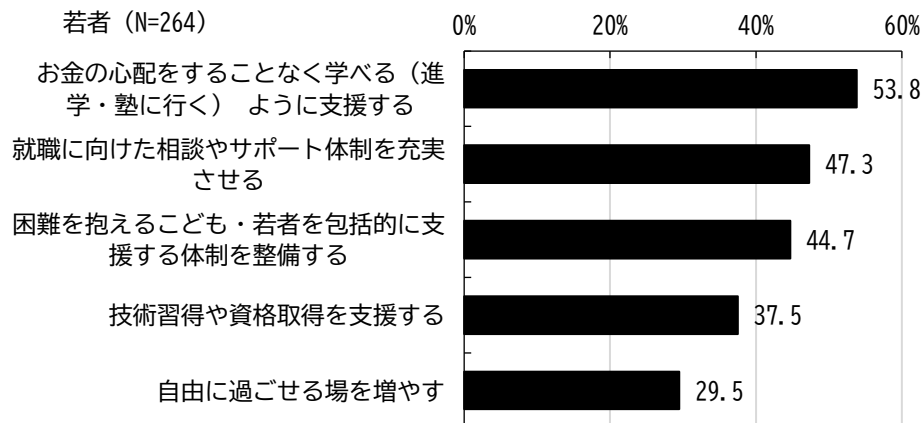
（中学生調査 問 16、若者調査 問 23）

	中学生	若者
合計点	3,968	1,509
有効回答数	508	256
平均点	7.81	5.89

■孤独感（若者調査 問 10）



■若者に対し、行政が取り組むべきこと [5位まで抜粋]（若者調査 問 34）※再掲



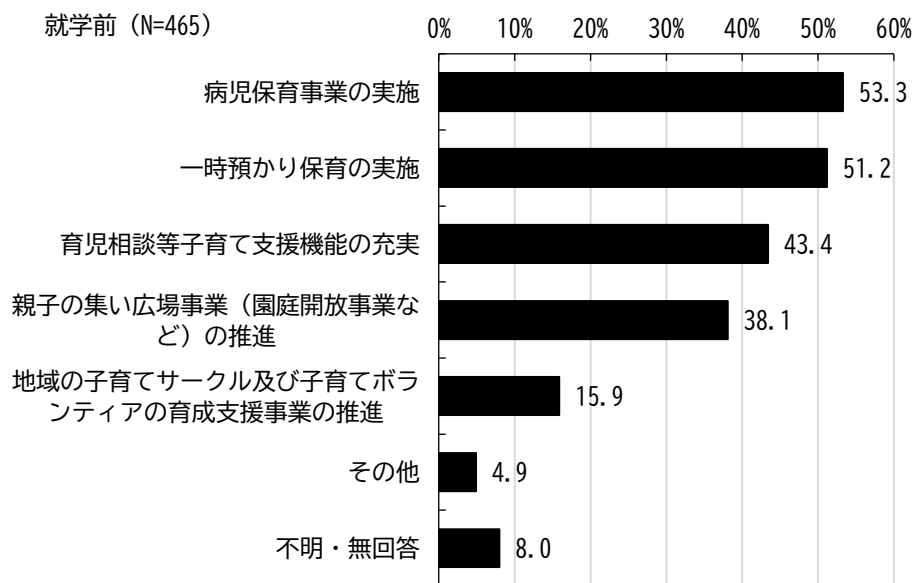
⑫ 子育て支援と相談体制の充実

認定こども園への期待については「病児保育事業の実施」が 53.3%と最も高く、次いで「一時預かり保育の充実」が 51.2%となっています。

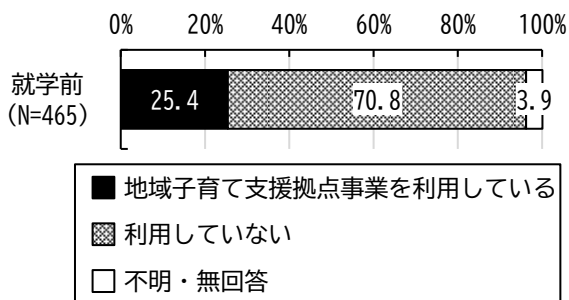
地域子育て支援拠点事業については、70.8%が「利用していない」状況で、今後の利用意向でも 19.1%が「事業の内容がわからない」と回答しており、情報提供や周知に課題があります。

相談支援については、小学生保護者の約 24%が「夜間・休日の相談」や「小学校や児童館などの身近な場所での相談」を求めており、より利用しやすい相談体制の整備が必要です。

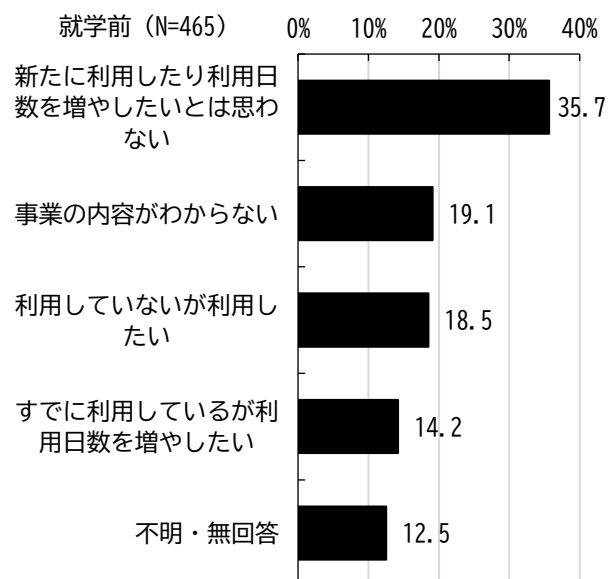
■認定こども園への期待（就学前調査 問 15）



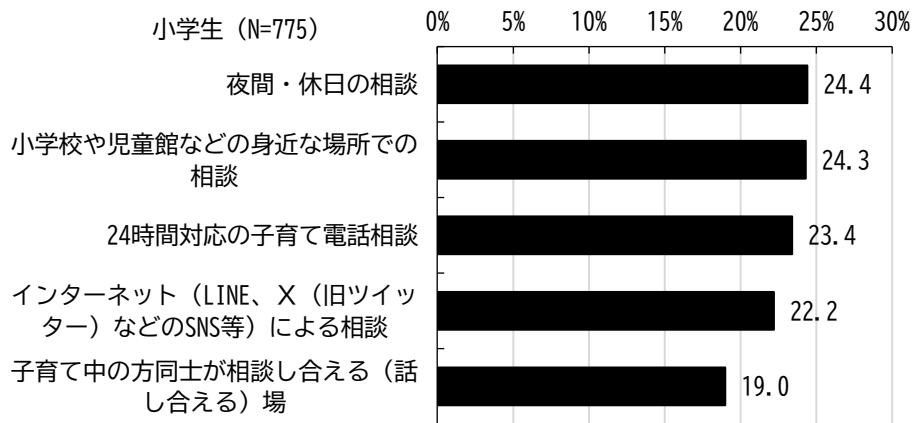
■地域子育て支援拠点事業の利用状況（就学前調査 問 30）



■地域子育て支援拠点事業の利用意向（就学前調査 問 31）



■子育てに関する相談について、必要な方法 [5位まで抜粋] (小学生調査 問27)

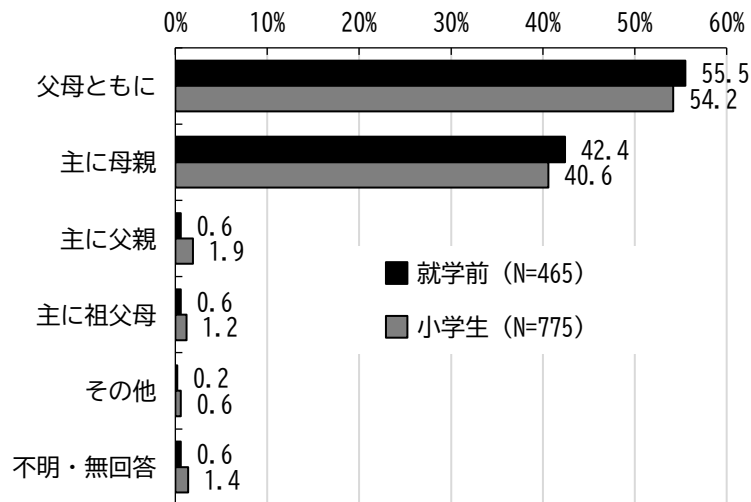


⑬ 子育てへの関わり方

子育てへの関わり方については、「父母ともに」と回答した割合が就学前 55.5%、小学生 54.2%と過半数を占める一方で、「主に母親」という回答も就学前 42.4%、小学生 40.6%と4割台となっています。

父母がともに子育てに参画する家庭が増加傾向にあるものの、依然として母親が主な担い手となっている家庭も多く、今後は、父親の育児参画をさらに促進するとともに、多様な働き方や家庭の状況に応じて、父母がより対等に育児に参画できる環境づくりを推進することが重要です。

■子育てへの関わり方 (就学前調査 問6、小学生調査 問6)

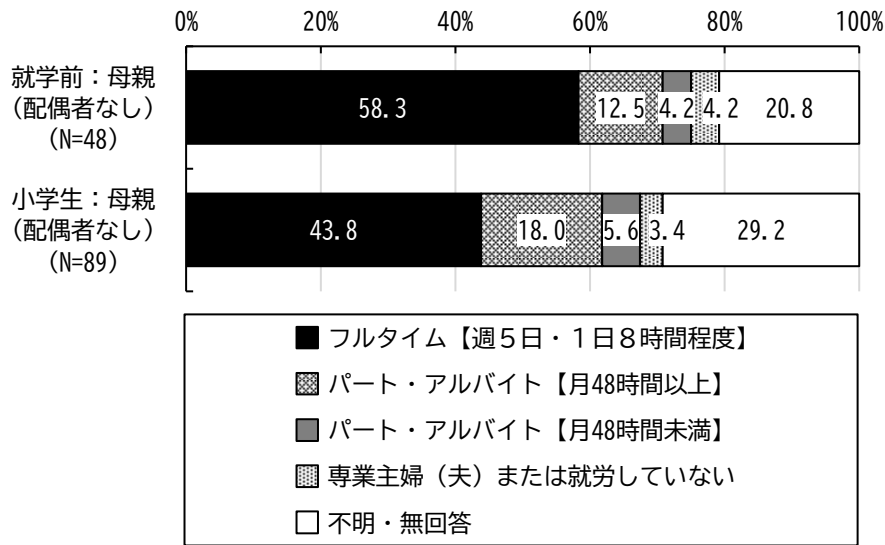


⑭ ひとり親家庭への支援

配偶者のいない母親のフルタイム就労率は、就学前 58.3%、小学生 43.8%と高い状況です。経済的な不安については、就学前では配偶者なし世帯 60.4%、配偶者あり世帯 32.9%、小学生では配偶者なし世帯 50.6%、配偶者あり世帯 31.9%となっており、ひとり親世帯の経済的困窮がうかがえます。

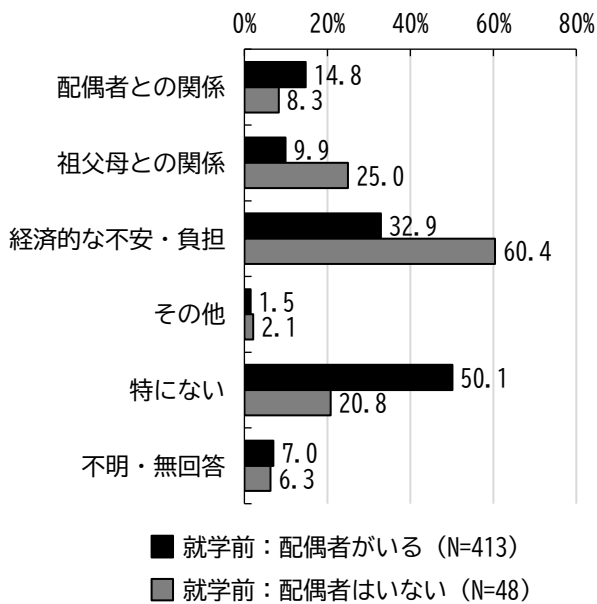
また、就学前から小学生にかけてフルタイム就労率が減少しており、ひとり親家庭が安心して働き続けられる環境整備が必要です。

■配偶者のいない母親の就労状況（就学前調査 問8、小学生調査 問8）

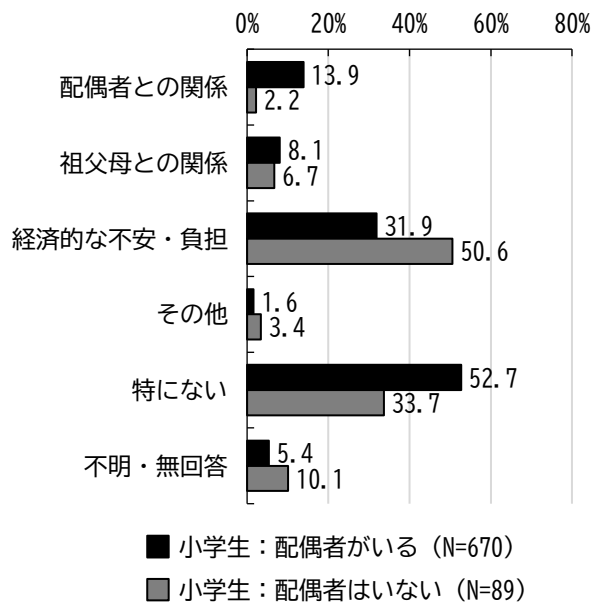


※配偶者のいない父親の就労状況は、有効回答のすべてが「フルタイム」と回答

■家族のことの不安や悩み【配偶有無別】
（就学前調査 問41ウ）



■家族のことの不安や悩み【配偶有無別】
（小学生調査 問29ウ）



3 こども・若者に関する支援の状況

(1) 妊娠期から青年期にかけての縦の連携

妊娠期～産後・乳児期

妊娠期から安全で安心な出産ができるよう相談体制の充実に取り組み、子育て世代包括支援センターでの相談対応の充実により、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制を強化しました。助産院の開設や産後ケア事業の拡充により、産後の母親の不安軽減と心身のケアが充実し、プレコンセプションケア（将来の妊娠を希望する男女が、妊娠前から心身の健康状態を整え、適切な健康管理や知識を得るためのヘルスケア）の推進により、妊娠出産に関する正しい知識の普及を図りました。

■母子保健対策の推進

妊娠期から安全で安心な出産ができるよう相談体制の充実や環境の整備に取り組んできました。子育て世代包括支援センターでの相談対応を充実させたことにより、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制の強化を図りました。

助産院の開設により地域での妊産婦の相談支援の場が充実し、産後ケア事業の利用が増加したことで、産後の母親の不安軽減と心身のケアが充実しました。

また、DXを推進し、母子手帳アプリを活用して予防接種予診票のデジタル化の導入、育児手技の動画配信など、保護者の負担軽減や情報提供の充実を図りました。

■産後ケア事業の充実

助産院の開設により、産後の母親が身近な地域で専門的な支援を受けられる体制が整いました。産後ケア事業では、宿泊型・デイサービス型・訪問型など多様な形態により、産後の母親の心身のケアや授乳支援、育児相談などを実施し、産後の不安軽減と母子の健やかな生活を支援しました。

産後ケア事業の利用が増加したことで、産後うつの予防や早期発見、育児不安の軽減につながり、安心して子育てをスタートできる環境が充実しました。

■プレコンセプションケアの推進

自分自身や相手を大切にす気持ちや妊娠出産に関する正しい知識を学ぶ機会をつくり、早期からのプレコンセプションケアの充実につなげる取組を推進しました。

■乳幼児の健全な成長・発達支援

健やかな成長を育むため、乳幼児健診・各種教室を充実させるとともに、支援が必要な乳幼児を早期に発見し、個々の状態に応じた支援につなげる体制を整備しました。乳幼児健康診査の高い受診率を維持したことにより、こどもの健康状態の早期把握と適切な支援につながりました。

■乳幼児期の健康づくりと食育

乳幼児健診時の栄養相談や離乳食教室により、乳幼児期からの適切な食習慣の形成を支援しました。保育所・幼稚園での食育事業を通じて、こどもが食の大切さを学ぶ機会を提供しました。

幼児期

幼児期では、保育士・教諭の専門性向上により質の高い教育・保育環境を実現し、保育所再編計画に基づく適正規模による集団保育の実施と認定こども園化により、幼児教育の充実と地域の子育て支援の充実を図りました。幼児教育・保育の無償化実施により、子育て世帯の経済的負担軽減と教育機会の拡大を実現しました。

■就学前児童の教育・保育環境の充実

質の高い幼児教育・保育を提供するため、積極的な研修会への参加や幼保小の連携交流を図ることで保育士の資質向上を図りました。

施設整備や認定こども園への移行、保育士・教諭の専門性向上により、質の高い教育・保育環境の実現に取り組みました。

保育業務のICT活用を進め、保護者の利便性向上や保育士業務の負担軽減に取り組むとともに、将来の3歳未満児の保育利用増加に対応できる体制を維持するため保育士の確保に努めました。また、公私連携幼保連携型認定こども園を整備することで民間活力を活用し、充実した教育・保育サービスの提供を推進するとともに多様な利用者のニーズに応え特色ある認定こども園づくりを推進しています。

延長保育、一時預かり、病児・病後児保育など、多様な保育サービスが展開され、利用者数も安定的に推移しました。

■市立保育所の再編

今後のこどもの人口を踏まえ、適正規模による集団保育の実施及び将来にわたって子どもたちが安全で快適に過ごすことができるよう、保育所再編計画に基づいて一人ひとりの成長の基礎となる施設整備を着実に実施しました。

市立保育所を再編するとともに認定こども園化し、幼児教育の充実と地域の未就学児を対象とした子育て支援の充実を図りました。

■幼稚園・保育所・小学校の連携強化

就学前児童の学校体験、情報交換、要支援児童の状況把握等小学校と保育所・認定こども園等の交流に取り組みました。

幼児教育・保育の無償化を実施したことで、子育て世帯の経済的負担が軽減され、より多くの子どもが教育・保育を受ける機会が増えました。

学童期・思春期

I C Tを活用した個別最適化された学びの実現と特別支援教育の推進により、すべてのこどもの学習権を保障する体制を構築しました。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置により、こどものこころの健康と健全な成長を多角的に支援しました。

■学校教育の充実

教員の授業力向上のための各種研修や研究授業、学習調査の活用、補充学習の支援、集団づくりアンケートの実施等により学力向上に取り組みました。

学力向上対策や道徳教育の推進など、こどもの健全な成長を支援する取組を実施しました。

1人1台端末をはじめとするI C Tの活用でわかる授業の実現や情報活用能力向上等の情報教育を推進しました。また、専門家による相談活動の充実、福祉・保健部署との連携強化等により特別支援教育を推進するとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育支援センター等による教育相談体制の充実に取り組みました。

児童生徒のリーダー育成研修や校外活動、職場体験等の実施を通して、地域と連携した教育の充実及びコミュニティ・スクールの推進に取り組みました。

児童生徒の健全育成においては、スクールカウンセラーの配置や特別支援教育の充実、不登校対策など、多角的なアプローチで支援を行ってきました。

■学校保健の充実

自他の健康・安全に関心を持ち、心身の健康の保持増進を図ることができる児童生徒を育てる取組を推進しました。

学校、医師会、歯科医師会、薬剤師会で設立された学校保健協議会と連携し、それぞれの機関の協力を得ながら、児童生徒の健康課題に対応していくために教員や保護者を対象に研修などを実施しました。

■学童期・思春期の健康づくり

小中学生の健やかな成長に向けて、学校と連携した健康教育・食育を推進しました。

防煙教室を市内全小中学校で実施し、未成年者の喫煙防止に取り組みました。

中学生を対象とした思春期教室や小学生を対象としたいのちの授業により、こころの健康と命を大切にする意識の醸成を図りました。

小学生を対象に、農業体験等を通じて地域の農産物への理解を促進し、地産地消と食育を推進しました。

■こども・若者育成支援

夏休み中にこどもの居場所づくりと学習習慣の確立・学習意欲の向上を兼ねた教室を開催しました。

放課後や週末における地域のこどもの安全・安心な活動拠点を確保し、こどもたちに様々な体験・交流・学習活動の機会を提供しました。福祉部局と連携したアウトリーチ型の家庭教育支援や、問題を抱える家庭や若者に対する相談体制を強化するとともに、親子体験の場として家では体験できない貴重な時間を過ごし、親子のふれあいや絆を感じてもらう機会を提供しました。

■青少年育成関係機関・団体との連携

子供クラブや青少年健全育成団体の交流を通じ、青少年の主体性の向上、社会的な規則の習得、人間関係の構築等を目指す活動を支援しました。

研修会等を開催し、地域の青少年活動の場で活躍するジュニアリーダーを育成するとともに、巡回活動や広報活動によるこどもの安全・安心を確保しました。

また、非行やインターネットトラブルを未然に防ぐための啓発や学習会を開催しました。

青年期

地域社会の担い手としての主体性育成と社会的自立に向けた包括的支援により、すべての若者が安心して地域で活躍し、家庭を築けるライフステージ移行支援体制を構築しました。

結婚・定住支援により、若者の地域参画から将来設計まで一貫した伴走支援を実現しました。

■結婚・定住支援

「Marry Youー結婚するなら有田市でー」として、婚姻から子育て、定住へと至るライフステージを一貫してサポートする“二人の未来応援パッケージ”を令和3年度からスタートしました。結婚祝贈呈事業により新婚夫婦への祝福の機会を提供し、結婚新生活支援補助金により住居費・引越費用等の経済的支援を実施することで、若者が安心して結婚・新生活をスタートできる環境を整備しました。

住まいの支援では、市内の空き家・空き地の紹介から購入・改修・仲介手数料まで包括的にサポートし、若者の市内定住を促進しました。奨学金返還支援助成金制度により、教育機会を得た若者が経済的負担を軽減しながら地域で活躍できる基盤を構築しました。

(2) 支援が必要なこどもとその家庭への対応

■障がいのあるこどもと家庭への支援

医療的ケア児の保育所・学校での受け入れについて、医療、保健、教育等の関係機関と連携を図りながら体制の充実に取り組み、その家族への支援を行いました。

乳幼児期から高齢期までライフステージに応じて、必要な支援が途切れることなく適切に提供されるよう、関係者・関係機関と情報共有・連携を図る体制を構築しました。

■経済的困窮世帯への支援

多機関協働による包括的な支援体制を構築し、伴走支援による切れ目のない支援で自立を促進しました。

医療費助成や幼児教育・保育の無償化により、経済状況に関わらずこどもが必要な医療や教育を受けられる環境を整備しました。

生活困窮者の早期把握に努め、自立支援相談機関へつなげる体制を整備しました。

■虐待を受けたこどもと家庭への支援

要保護児童対策地域協議会における関係機関の専門性の強化及び連携強化を図り、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応を行いました。

こども家庭センターを設置し、こども・子育て世帯・妊産婦に包括的支援を行う体制を構築しました。

世帯訪問支援事業により、就学前から小学生のいる家庭を対象に訪問支援を実施し、子育て家庭の孤立防止や養育上の諸問題への支援を図りました。

■包括的な相談支援体制

福祉総合相談窓口を設置し、複合的な生活課題を抱える世帯に対してワンストップ対応を実施しました。

社会福祉協議会・民生児童委員協議会等の各種団体、福祉サービス事業者、行政の関係部署など分野を超えた様々な支援機関の連携により、包括的な支援体制を構築しました。

■こころの健康とひきこもり支援

ひきこもり専門相談や居場所事業を実施し、社会参加に困難を抱える若者への支援を行いました。

精神科医による「こころの健康相談」や、精神疾患患者の家族会、当事者の会を実施し、メンタルヘルスのサポート体制を構築しました。

自殺予防のためのゲートキーパー養成講座を実施し、地域全体でこころの健康を見守る体制づくりを推進しました。

(3) 保護者・地域・行政の協働による子育て支援

■保護者支援と相互ネットワークの構築

子育ての喜びや悩みを分かち合える親同士の交流の場・機会を設け、子育ての孤立防止と相互支援を促進しました。

親育てプログラムを参加しやすい形で開催し、保護者自身の成長と子育てスキルの向上を支援しました。育児不安の解消に向けて、個々のニーズに対応した相談や教室を開催し、母親や家族が育児を抱え込まず、安心して子育てができる環境づくりを推進しました。

各種子育て支援サービス手続きのオンライン化を促進し、保護者の利便性向上を図りました。

■地域団体・ボランティアとの協働

地域福祉団体やボランティア団体との連携を強化し、運営支援に取り組むことで、世代を超えた交流機会とこどもの居場所づくりを推進しました。

地域福祉活動の担い手の人材育成に取り組み、高齢者、障がいのある人、子どもなど市民の誰もが気軽に集える場を創出し、地域力の向上に取り組みました。

清掃美化をはじめとする様々なボランティア活動を通じて、地域住民による環境保全活動を推進し、子どもたちが安心して過ごせる地域環境を整備しました。

■学校・地域・行政の連携強化

コミュニティ・スクールの推進により学校運営協議会への支援を行い、学校と地域の連携を強化しました。地域と連携した教育の充実を図り、児童生徒のリーダー育成研修や校外活動、職場体験等を実施することで、子どもが地域社会とのつながりを深める機会を創出しました。

■安全・安心な地域環境づくり

地域住民による「ながら見守り」活動の協力要請や月2回の早朝巡回実施により、登下校時における児童生徒の安全確保を図りました。

市職員・青少年センター・地域安全推進員等による青色防犯パトロールを実施し、地域全体でこどもの安全を守る体制を構築しました。

防犯灯のLED化や防犯カメラの設置により、子どもが安心して通学・生活できる環境を整備し、自治会が維持管理している防犯灯の電気料金の一部補助を継続実施しました。

■行政内部の横断的連携と包括的支援

教育・福祉・保健の一体的な子育て支援を実施し、教育委員会と市民福祉部の連携による包括的な支援体制を構築しました。

福祉部局と教育委員会が連携したアウトリーチ型の家庭教育支援により、問題を抱える家庭や若者に対する相談体制を強化しました。

多機関協働による包括的な支援体制により、社会福祉協議会・民生児童委員協議会等の各種団体、福祉サービス事業者、行政の関係部署など分野を超えた連携を実現しました。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

子育ての喜びが人と人を結びつけ 子育て文化を創造するまち ありだ

本市では、子ども・子育て支援事業計画において、「子育ての喜びが人と人を結びつけ 子育て文化を創造するまち ありだ」を基本理念として掲げ、その実現に向けて子育て家庭への包括的な支援を推進してきました。

本計画では、この理念を継承しながら、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、こども一人ひとりを権利の主体として尊重し、その最善の利益を最優先に考え、こども自身の意見や思いを大切にします。そして、妊娠期から青年期まで、ライフステージを通じた切れ目のない支援により、すべてのこどもが自分らしく輝ける社会を目指します。

家庭における子育ての喜びを社会全体で分かち合い、多様な背景を持つ子どもたちを地域全体で温かく見守り、支え合うことで、より豊かな子育て文化を醸成していきます。障がいの有無、国籍、家庭環境などに関わらず、すべてのこどもが大切にされ、健全に成長できる包摂的なまちづくりを推進します。

この理念の下、こどもの権利保障、質の高い教育・保育の提供、切れ目のない子育て支援、地域全体での見守り体制の構築、仕事と子育ての両立支援など、包括的な取組を着実に進め、こどもと子育て家庭のすべてが輝く未来の実現を目指します。



2 重点課題

本計画では、有田市の現状と課題を踏まえ、以下の3つを重点課題として設定し、戦略的かつ集中的に取り組むを推進します

重点課題1 切れ目ない成長支援

妊娠期から青年期まで、こども・若者一人ひとりの成長段階に応じた切れ目のない支援体制を構築します。市民アンケートで最も高いニーズを示した経済的負担軽減をはじめ、健康支援、教育支援、就労支援まで包括的に取り組み、すべてのこどもが安心して健やかに成長できる環境を整備します。特に、本市の深刻な人口減少・少子化に対応するため、若者が希望するライフスタイルを実現できる支援の充実を図ります。

重点課題2 地域共創・未来づくり

認定こども園を核とした地域拠点整備を推進し、世代を超えた交流と協働による子育て文化の醸成を図ります。基本理念である「子育ての喜びが人と人を結びつけ 子育て文化を創造するまち」の実現に向け、地域住民、団体、事業者、行政が一体となった地域共創の仕組みを構築します。また、若者の地域愛着形成と定住促進により、持続可能な地域社会の実現を目指します。

重点課題3 多様なニーズ対応と包摂的な支援

すべてのこどもが大切にされ、自分らしく成長できる包摂的な社会の実現に向け、多様なニーズに対応した支援体制を強化します。ヤングケアラーをはじめとする潜在的な支援ニーズの早期発見・対応、障がいのあるこどもや外国ルーツのこども、ひとり親家庭など様々な背景を持つこどもと家庭への専門的支援を充実させます。また、こども自身の意見表明権を保障し、年齢や特性に応じた多様な参画機会を創出します。

3 基本目標

基本目標 1：こどもの育ちを支える切れ目のない支援

妊娠期から青年期まで、こども・若者の成長段階に応じた一貫した支援体制を構築します。母子保健、教育、福祉の各分野が連携し、発達の日目において支援が途切れることなく、継続的に提供される仕組みを整備します。

特に、本市では乳幼児健診の高い受診率など、基礎的な支援体制は充実していることから、これらの成果を基盤として、思春期から青年期にかけての支援の拡充に重点を置きます。学校卒業後の進路選択、就労支援、自立に向けた準備まで含めた包括的な支援により、すべてのこども・若者が自分らしい人生を歩むための基盤づくりを推進します。

また、各ライフステージの移行期（入園・入学・卒業・就職等）において、関係機関間の情報共有と連携を強化し、支援の空白期間を生じさせない体制を構築します。

基本目標 2：希望を持って暮らせる環境づくり

市民アンケートで最も高いニーズを示した経済的負担軽減を中心として、こども・若者とその家庭が安心して生活できる基盤を整備します。結婚、出産、子育てという人生の重要な選択において、経済的な不安が障壁とならないよう、総合的な支援策を展開します。

本市の深刻な人口減少・少子化に対応するため、若者が地域で希望するライフスタイルを実現できる環境づくりを重視します。住宅支援、就労支援、子育て環境の整備を一体的に推進し、「有田市で暮らし続けたい」「有田市で子育てしたい」と思える魅力的なまちづくりを目指します。

認定こども園をはじめとした子育て支援施設を核とした環境の充実により、安心して子育てできる基盤を構築し、若年世代の定住促進と出生率の向上を図ります。

基本目標 3：地域全体でこども・子育てを支える体制づくり

家庭、地域、事業者、行政が一体となった子育て支援体制を強化します。核家族化や地域とのつながりの希薄化が進む中、地域全体でこどもを見守り、子育て家庭を支える温かいコミュニティを再構築します。

教育・保育の量的確保と質的向上を基盤として、多様化する保育ニーズに対応したサービスの充実を図ります。また、放課後の居場所づくりや地域子育て支援の拡充により、保護者が安心して働き続けられる環境を整備します。

さらに、地域住民、ボランティア団体、NPO、企業等との協働により、世代を超えた交流機会を創出し、子育てを通じた地域コミュニティの活性化を推進します。有田市の豊かな自然や伝統文化を活用した体験活動を通じて、こどもたちの郷土愛を育み、将来の地域の担い手としての意識醸成を図ります。

基本目標 4：配慮が必要な子ども・家庭への包摂的支援

すべての子どもが生まれ育った環境に関わらず、健やかに成長できる社会の実現を目指します。貧困、虐待、障がい、外国ルーツ、ヤングケアラーなど、様々な困難や課題を抱える子ども・家庭に対して、早期発見・早期対応による専門的で継続的な支援を提供します。

学校、福祉、保健、医療等の関係機関が連携し、支援が必要な子ども・家庭の早期発見から継続的な支援まで、効果的に対応できる体制を整備します。

また、要保護児童対策地域協議会の機能を充実させ、多機関協働による包括的な支援体制を構築します。支援を必要とする子ども・家庭が地域から孤立することなく、必要な時に必要な支援を受けられる仕組みづくりを推進し、誰もが安心して暮らせるまちの実現を図ります。

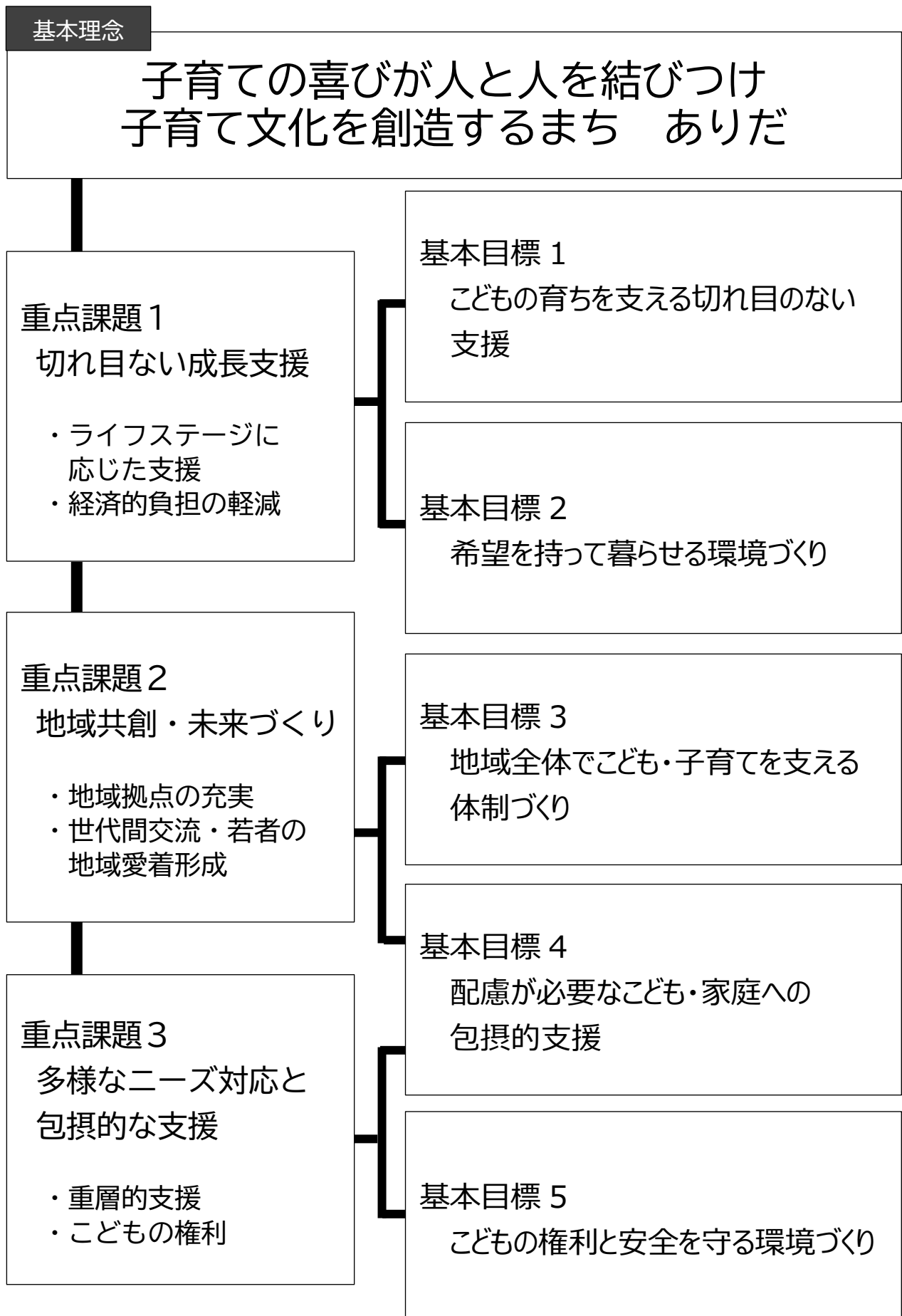
基本目標 5：子どもの権利と安全を守る環境づくり

子ども・若者を権利の主体として尊重し、その意見や思いを大切に取る取組を推進します。市民アンケートで明らかになった意見表明機会の不足を解消し、年齢や特性に応じた多様な参画手段を提供します。

中学生が対面での話し合いを重視し、若者がデジタルツールや匿名性を重視するという世代別の特性を踏まえ、それぞれに適した参画手法を組み合わせ実施します。

また、人権教育や権利学習を通じて、子ども・若者自身が自分や他者の権利について理解を深め、互いを尊重し合える関係づくりを支援します。いじめや虐待の防止、多様性への理解促進により、すべての子どもが安心して自分らしく過ごせる環境を整備し、子ども・若者の主体性と社会性の育成を図ります。

4 計画の体系図



第4章 施策の展開

重点課題1 切れ目ない成長支援

(1) 重点指標 (KPI)

	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
こども家庭センターの相談件数	383件	400件
妊娠届出時の面談実施率	99.1%	100%
乳幼児家庭全戸訪問事業の実施率	98.0%	100%
産後ケア事業の利用者数	236人	182人
子育てに不安や負担を感じる保護者の割合	40.6%	33%

(2) 重点的な取組

①こども家庭センターを核とした包括的支援

こども家庭センター機能を充実させ、妊娠前の不妊治療支援から、妊娠期の相談支援、出産後の訪問・ケア、乳幼児期の健診・相談まで、一元的な相談窓口として一貫した支援を提供します。すべての妊産婦・子育て家庭が気軽に相談でき、必要な支援につながる体制を構築します。

主な施策

- こども家庭センター機能の充実
- 妊婦等包括相談支援事業
- 産前・産後サポート事業
- 産後ケア事業
- 新生児訪問・乳幼児家庭全戸訪問事業
- 養育支援訪問事業
- 利用者支援事業の充実

②ライフステージを通じた切れ目ない支援体制の構築

保健（健康推進課）・福祉（こども課・福祉課）・教育（教育総務課）の連携を強化し、乳幼児期から学齢期、青年期まで、成長段階に応じた切れ目ない支援を実現します。

幼保小中の連携強化により、ライフステージの移行時にも支援が途切れることなく、こどもの成長を継続的に支えます。妊産婦健康診査、乳幼児健康診査を充実させ、健康相談、発達相談等の各種相談事業により、保護者の不安を解消し、こどもの健やかな発育・発達を支援します。

主な施策

- ライフステージを通じた連携体制の強化
- 幼保小中の連携強化
- ライフステージに応じた性教育・プレコンセプションケア
- 妊産婦健康診査の充実
- 乳幼児健康診査の充実
- 健康相談
- 発達支援の充実
- 離乳食教室
- 早期発見・早期療育の推進

③子育て家庭の経済的負担の軽減

医療費助成、児童手当、就学援助、学校給食費無償化等により、子育て家庭の経済的負担を軽減します。妊娠期から学齢期まで、切れ目ない経済的支援を提供し、すべてのこどもが健やかに育つ環境を整備します。

病児・病後児保育、ファミリー・サポート・センター、学童保育等の多様な保育サービスを提供することで、保護者が安心して働き続けられる環境を整備し、就労継続による経済的安定を支援します。

主な施策

- こどもの医療費助成の充実
- 児童手当の拡充
- 児童扶養手当の拡充
- 妊婦のための支援給付
- 紀州っ子いっぱいサポート事業
- 就学援助の充実
- 学校給食費無償化
- 乳児等通園支援事業
- 病児・病後児保育事業
- 多様な保育サービスの提供
- ファミリー・サポート・センター事業
- 学童保育事業

重点課題2 地域共創・未来づくり

(1) 重点指標 (KPI)

	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
地域子育て支援拠点の利用者数	16,193人	17,000人
生活に対する満足度	71.8%	80.0%
地域の大人に見守られていると感じる割合	78.6%	85.0%
将来に希望を感じているこどもの割合	73.0%	80.0%
今住んでいる地域が好きだと思うこどもの割合	38.2%	50.0%

(2) 重点的な取組

①地域全体でこどもを育む体制づくり

民生児童委員、認定こども園、コミュニティ・スクール、青少年育成団体等との連携により、地域全体でこどもを見守り育てる体制を構築します。

地域子育て支援拠点の充実や家庭教育支援チームの活動により、身近な場所で相談・交流できる環境を整備します。

こども食堂等の居場所づくりを支援し、困難を抱える家庭のこどもが地域の中で安心して過ごせる場を提供します。

主な施策

- 地域子育て支援拠点の充実
- 利用者支援事業の充実【再掲】
- 家庭教育支援講座
- 家庭教育支援チームの普及
- 民生児童委員との連携
- コミュニティ・スクールの推進
- 地域による見守り体制の強化
- 青少年育成団体の活動支援
- こども食堂等の居場所づくり支援

②地域資源を活用した体験活動と郷土愛の育成

親子体験学習、スポーツ教室、郷土学習等の多様な体験活動を通じて、こどもの創造性や体力を育みます。

有田みかん・太刀魚等の地域資源や伝統文化を活用した活動により、郷土愛を育成し、地域住民との協働により世代間交流を促進します。

スポーツ公園を活用した健康づくりと交流促進により、こどもから高齢者まで幅広い世代が集う拠点として活用します。

主な施策

- 親子体験学習
- 郷土学習・体験活動
- 凧作り教室・凧揚げ大会
- スポーツ公園を活用した健康づくりと交流促進
- 各種スポーツ教室
- オレンジマラソン大会
- 文化・芸術活動への参加機会の充実
- 学校体育施設の開放

③社会全体でこどもを応援する意識の醸成

企業・団体・個人によるこども支援活動を促進し、社会全体でこどもを応援する機運を醸成します。

企業との協働による子育て支援、ボランティア団体・NPO等との連携により、地域全体でこども・子育て家庭を支える環境を整備します。

有田みかん・太刀魚・伝統文化等の地域資源を積極的にPRし、若者の地域愛着形成を図ります。広報・啓発活動を通じた社会全体の理解促進により、すべての人がこども・子育て家庭を応援する社会を実現します。

主な施策

- 社会全体でのこどもまんなか意識の醸成
- 子育て情報紙「みらい」の発行・配布
- 子育て支援アプリでの情報発信

重点課題3 多様なニーズ対応と包摂的な支援

(1) 重点指標 (KPI)

	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
児童虐待防止啓発活動回数	3回	6回
ヤングケアラーの認知度	16.7%	50.0%
困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人に相談できるこどもの割合	84.8%	90.0%
自分にはよいところがあると思うこどもの割合	86.0%	90.0%
学校に行くのが楽しいと思うこどもの割合	91.0%	95.0%

(2) 重点的な取組

①児童虐待防止と困難を抱える家庭への重層的支援

児童虐待防止体制を強化し、早期発見・早期対応により、こどもの生命と権利を守ります。要支援家庭への包括的支援と専門的相談支援により、虐待の未然防止と家庭の養育力向上を図ります。

学校を窓口とした福祉制度への接続により、貧困家庭のこどもを早期に支援につなげます。生活困窮家庭やひとり親家庭への総合的支援により、経済的自立と子育ての両立を支援し、こどもの貧困の連鎖を断ち切ります。

多職種連携による支援体制の構築により、複雑化・多様化する課題に対応します。

主な施策

- 児童虐待防止体制の強化
- 児童虐待防止の啓発と相談窓口周知
- 要支援家庭への包括的支援
- 専門的相談支援の充実
- 要支援家庭への緊急対応と保護
- 学校を窓口とした福祉制度への接続
- 生活困窮家庭の自立支援
- ひとり親家庭への総合的支援
- 多職種連携による支援体制
- 多様な相談体制の充実

②障がいのあるこどもへの支援と多様な困難を抱えるこどもへの支援

早期発見・早期療育の推進により、障がいのあるこどもの発達を支援します。

障害児通所支援の充実、インクルーシブ教育・保育の推進、医療的ケア児への支援体制の充実により、すべてのこどもが安心して成長できる環境を整備します。

ヤングケアラー、不登校児童生徒、外国ルーツのこども、性的少数者、ひきこもりの若者等、多様な困難を抱えるこどもへの支援を充実させ、それぞれの状況に応じたきめ細かな支援により、すべてのこどもが自分らしく生きることができる社会を実現します。

主な施策

- 早期発見・早期療育の推進【再掲】
- 障害児通所支援の充実
- インクルーシブ教育・保育の推進
- 医療的ケア児への支援体制の充実
- ヤングケアラーへの支援
- 不登校児童生徒への支援
- 外国ルーツのこどもへの支援
- 性的少数者への支援と多様性の尊重
- ひきこもりの若者への支援

③こどもの権利を守り、安全・安心な環境をつくる

こどもの権利と生命の尊重に関する教育を推進し、こども自身が自分の権利を理解し、安全・安心して意見を述べるができる機会を創出します。学校運営や市の施策にこどもの意見を反映します。

いじめ防止の推進、多様性を尊重する教育、人権啓発活動の推進により、すべてのこどもが安心して過ごせる環境を整備し、差別のない社会を実現します。

犯罪・事故・災害からこどもを守る安全対策を強化し、こころの健康づくりにより、すべてのこどもが健やかに成長できる環境を整備します。

主な施策

- こどもの権利と生命の尊重に関する教育の推進
- 多様な意見表明機会の創出
- 学校運営等へのこども参画の推進
- いじめ防止基本方針の推進
- 多様性を尊重する教育の推進
- 犯罪・事故・災害からの安全対策
- こころの健康づくりと自殺対策

基本目標1 こどもの育ちを支える切れ目のない支援

(1) 妊娠前から出産までの支援

妊娠を望む家庭への不妊治療支援から、妊娠期、出産、産後までの切れ目のない支援を提供し、安心して妊娠・出産できる環境を整備します。こども家庭センターを中心とした包括的な相談支援体制により、すべての妊産婦と家庭を支えます。

施策番号	施策名	概要	担当課
1	こども家庭センター機能の充実	こども家庭センターにおいて、母子保健と児童福祉の一体的支援を行います。すべてのこども・家庭の相談に対応し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない専門的な支援を提供します。予期せぬ妊娠や貧困等で支援が必要な特定妊婦への生活援助体制を整備し、必要な支援機関への適切な接続を図ります。	健康推進課 こども課
2	妊婦等包括相談支援事業	妊娠期から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等についての相談に応じ、安心して出産・育児ができる伴走型の相談支援を実施します。 一人ひとりの状況に応じて必要な支援につなぎ、妊娠期から子育て期まで継続的にサポートします。気軽に相談しやすい環境を整えるとともに、連携機関との顔の見える関係づくりと適切な情報共有を行います。	健康推進課
3	パパ・ママ教室	妊娠期に子育ての講話や妊婦体験・沐浴体験を行い、健康で安心した妊娠・出産・育児が行えるよう支援します。また、産後のパパ・ママ教室を実施し、赤ちゃんの発達・赤ちゃんとのふれあい方、遊び方の指導やパパ・ママ同士の交流を図ります。父親の育児参加を促進し、家族みんなが出産や子育てを安心して行える環境づくりを推進します。	健康推進課
4	産前・産後サポート事業	妊婦等が抱える不安や悩みに対し、助産師等（母子保健コーディネーター）による電話や訪問による相談支援や妊産婦同士や支援者をつなげる機会（交流の場）を創出し、妊娠期から産後にかけての孤立感及び育児不安の軽減を図ります。また、育児参加促進に伴う父親の相談や交流の場を設け、家庭や地域での父親の孤立の解消を図ります。	健康推進課
5	産後ケア事業	産後の母子に対して、母親の身体的回復と心理的安定を図るとともに、母親のセルフケア能力の向上及び母子の愛着形成を支援するため、市が委託する医療機関や助産院で、それぞれのニーズ（宿泊型、日帰り型、訪問型）に応じ産後ケアを提供します。 また、父親など母親以外の育児を行う方の負担軽減を行うため、本事業の周知を積極的に行うとともに、必要な場合には産後ケアの提供を行います。	健康推進課

施策番号	施策名	概要	担当課
6	出産できる環境の整備	<p>市内で安全で安心な出産ができる環境を整備するため、産科クリニック（ファミリー産院ありだ）の運営を1市3町で10年間支援します。</p> <p>産科医療機関や助産院と連携し、妊娠期から出産、育児期における切れ目のない支援を提供します。</p> <p>和歌山・有田保健医療圏において、セミオープンシステムなどの安全・安心な周産期医療体制について、和歌山県立医科大学と連携し、妊婦や里帰り出産を希望される方等に適切な情報提供を図ります。</p>	健康推進課
7	妊産婦健康診査の充実	<p>妊婦の健康維持と異常の早期発見のため、妊婦健康診査受診券24枚、産婦健康診査受診券2枚（産後2週間・1か月）を発行します。</p> <p>また、妊婦歯科健康診査、多胎妊婦への追加健診受診券5枚の発行を行い、妊産婦の健康管理を支援します。妊娠中の喫煙・飲酒ゼロを目指した啓発を実施し、妊婦の健康保持と胎児への影響防止を図ります。</p> <p>妊娠経過から周産期母子医療センターに通院する妊産婦に対し、通院に伴う交通費の一部を助成します。</p>	健康推進課
8	助産の実施	<p>市内在住の妊産婦が、保健上必要があるにも関わらず、経済的理由により入院助産を受けることができない場合に、助産施設において助産を行います。</p> <p>多様化する家庭環境の中で特定妊婦が増える中、必要な場合は制度の活用を促進し、すべての妊産婦が安心して出産できる環境を整備します。</p>	こども課
9	出産育児一時金	<p>国民健康保険に加入している人が出産したとき、出産育児一時金48万8千円を支給します（産科医療補償制度の対象分娩の場合は1万2千円加算し、50万円を支給）。</p> <p>出産に伴う経済的負担を軽減し、安心して出産できる環境を整備します。</p>	保険年金課
10	新生児聴覚検査費助成	<p>生まれつき聞こえにくい障がい（難聴）の早期発見と適切な治療等につなげるため、新生児聴覚検査の初回検査及び確認検査に対し、それぞれ5,000円を上限に助成します。全新生児を助成対象とすることで、保護者の経済的負担を軽減し、検査受診を促進します。</p>	健康推進課
11	新生児訪問・乳幼児家庭全戸訪問事業	<p>新生児期に助産師等が新生児訪問、生後2か月頃の赤ちゃんのいる家庭に保健師・母子保健推進員等が全戸訪問します。</p> <p>訪問を通じて、子育ての悩みや不安の解消を図るとともに、必要な社会資源の紹介や適切な支援機関へつながることで、育児不安の解消と必要な支援への接続を図ります。</p> <p>すべての子育て家庭が孤立することなく、安心して子育てできる環境を整備します。</p>	健康推進課

施策番号	施策名	概要	担当課
12	養育支援訪問事業	<p>養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師、助産師、保育士等が居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行います。</p> <p>対象者の状況に応じて関係機関につなぎ、切れ目のない支援を実施するとともに、庁内や関係機関での連携や情報共有、体制構築のための協議の場を設けます。</p> <p>関係機関との連携を強化し、養育環境の改善を図ります。</p>	健康推進課
13	不妊治療費助成	<p>一般不妊治療の助成に加え、和歌山県生殖補助医療先進医療費助成を受けている方を対象に、保険診療の生殖補助医療（体外受精・顕微授精）と併用して実施された先進医療の治療費の一部を助成します。</p> <p>また、将来子供を産み育てることを望む小児、思春期・若年がん患者等（AYA世代）が、がん等の治療開始前に生殖機能温存治療法により凍結した卵子等を用いて生殖補助医療等を行う際に、必要な費用等の一部を助成します。</p>	健康推進課

（２）乳幼児期の健康支援

乳幼児健康診査、予防接種、各種相談事業を通じて、乳幼児の健やかな発育・発達を支援します。保健師・栄養士・理学療法士・臨床心理士等の専門職による多面的な支援により、育児不安の解消と早期発見・早期支援につなげます。

施策番号	施策名	概要	担当課
14	乳幼児健康診査の充実	<p>4か月児・10か月児・1歳8か月児・3歳6か月児・2歳児を対象に、保健センターで乳幼児健康診査を実施し、心身の発育状況の確認及び適切な指導等を行い、乳幼児の健康の保持及び増進を図ります。</p> <p>健康診査後、必要に応じ、様々なプログラムを通じてこどもの発達を促すための「あそびの親子教室」を毎週金曜日に実施しながら、臨床心理士、保育士、保健師などの専門職が発育・発達に関する個別の相談に対応します。</p> <p>また、出産後から切れ目のない健康診査の実施体制を整備するため、1か月児健診を医療機関に委託し、新たに5歳児健診を導入することで健診体制の充実を図ります。</p> <p>2歳児教室では保育士による親子遊びを通じてこどもの関わり方や育児指導を行い、健康や育児についての相談に応じます。</p> <p>健診等未受診者に対しては、電話や訪問等で状況把握を行い、対象児の全数把握に努めます。</p>	健康推進課

施策番号	施策名	概要	担当課
15	予防接種の実施・デジタル予診票の推進	国で定める定期予防接種が適切な時期に接種できるよう対象者に通知し、未受診勧奨を行います。また、小児予防接種のデジタル予診票導入などのDX化により、利便性の向上と受診率の向上に努めます。	健康推進課
16	健康相談	保健センターにおいて、毎月第4水曜日に乳幼児の体重測定と育児相談を実施します。 保健師・栄養士による母子の健康や育児の相談、栄養相談を行い、理学療法士による相談も実施します。 乳幼児の発育・発達に関する不安や悩みに対し、専門職が適切な助言を行い、安心して子育てできる環境を整備します。 保護者が気軽に相談できる定期的な機会を提供し、孤立した子育てを防ぎます。	健康推進課
17	発達支援の充実	心理面・行動面等で心配や悩みのあるこどもと保護者に対し、適切な指導を行うことによりこどもの発育・発達を促し良好な親子関係の構築と育児不安の軽減を図るため、臨床心理士による心理発達面での相談を実施するとともに、親子遊びを通じた集団指導を保健センターで実施します。 また、和歌山県立医科大学小児成育医療支援室との連携により、専門的な発達相談の機会を提供します。相談が必要な児童について、保護者との信頼関係を構築しながら支援につなげ、適切な時期に相談が実施できるよう計画的に取り組みます。 こどもの発達特性を理解し、適切な支援方法を保護者とともに考え、早期支援・早期療育につなげます。	健康推進課 こども課
18	離乳食教室	生後6か月児の保護者を対象に、栄養士による離乳食の実演や指導を行い、離乳食に関する不安を解消し、家庭での実践につなげ適切な食生活の基礎づくりを支援します。 同時に、健康や育児・発育発達の相談に応じ、栄養士、保健師による指導、相談を実施します。	健康推進課

(3) 質の高い教育・保育の提供

保育所の整備・認定こども園化を推進し、質の高い教育・保育を提供する体制を確保します。人材育成と無償化により、すべてのこどもが等しく質の高い教育・保育を受けられる環境を整備し、幼保小中の連携により切れ目ない支援を実現します。

施策番号	施策名	概要	担当課
19	保育所の整備・認定こども園化	「有田市立保育所再編基本計画」に基づき、宮原保育所の整備及び宮原地区への認定こども園建設を実施します。 東側エリアの整備と並行して西側エリア全体の適正配置を決定し、順次整備を行います。公私連携による民間活力を活用し、充実した教育・保育サービスを提供します。将来にわたり安全で快適な施設整備を着実に実施します。	こども課
20	教育・保育を担う人材の育成・確保	質の高い施設運営・保育の実現のため、県教育庁等による合同研修、専門研修、救命講習等の各種研修への参加を推進します。 信愛大学との連携による研修や和歌山県の支援訪問を活用し、保育の質向上と人材育成に取り組みます。 保育士の専門性を高め、こどもの発達に応じた適切な保育を提供できる体制を構築します。 保育業務のICT活用により保護者の利便性向上と保育士業務の負担軽減を図ります。	こども課
21	教育・保育提供体制の確保	人口減少・少子化の中でも増加傾向にある3歳未満児の保育ニーズに対応できる体制を維持します。 保育士の確保に努め、待機児童ゼロを継続するとともに、保護者の就労状況に応じた広域保育の調整・実施を行うとともに、すべてのこどもが必要な保育を受けられるよう、保育士の処遇改善にも取り組みます。	こども課
22	幼児教育・保育の無償化	国の制度に基づき、3歳～5歳児の保育料等の無償化、0歳～2歳児の住民税非課税世帯への保育料無償化を実施します。 また、低所得世帯や第3子以降のこどもへの副食費免除・補助を行い、子育て世帯の経済的負担を軽減します。 すべてのこどもが質の高い幼児教育・保育を受けられる環境を整備します。	こども課



施策番号	施策名	概要	担当課
23	幼保小中の連携強化	<p>幼稚園・保育所等と小学校をはじめ、幼保小中の連携を強化するため、就学・進学に向けた情報共有と職員間の共通理解の形成を推進します。こどもの育ちや学びの連続性を大切に、教育・保育内容や支援の視点を関係機関で整理・共有することで、環境の変化に伴う不安の軽減と円滑な接続を図ります。あわせて、各校園所間の協議や連絡体制を整え、必要に応じて保健師や臨床心理士などの専門職等とも連携しながら、一人ひとりの状況に応じた切れ目のない支援につなげます。</p> <p>全小学校において幼小接続期の「スタートカリキュラム」を実施し、円滑な接続を推進します。発達支援が必要な児童の情報共有を行い、教育と福祉の連携を強化します。</p>	教育総務課 健康推進課 こども課

(4) 学齢期の健康と成長支援

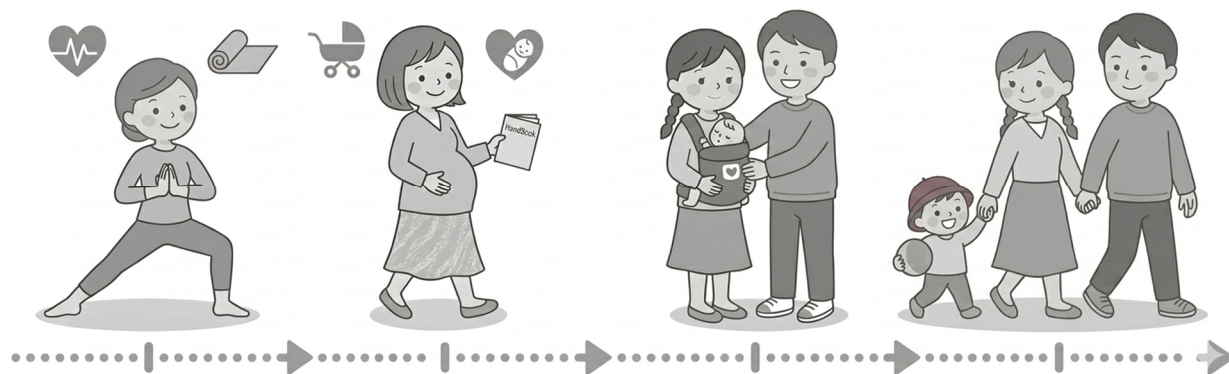
学校保健の充実により、児童生徒の健康課題に対応するとともに、思春期教室を通じていのちの大切さを学ぶ機会を提供します。放課後の多様な居場所づくりにより、安全・安心な放課後の過ごし方を支援します。

施策番号	施策名	概要	担当課
24	学校保健の充実	<p>学校保健協議会と連携した教員・保護者対象研修を実施します。</p> <p>小中学生の肥満対策として保育所・幼稚園・小中学校と連携した食事・運動の健康づくりを推進し、肥満傾向児の割合を小学生 9.0%・中学生 12.0%以下とすることを目指します。</p>	健康推進課 教委総務課
25	思春期教室・いのちの授業	<p>中学生を対象とした思春期教室や小学生を対象とした「いのちの授業」を通じて、命の大切さや自分の心身を尊重すること、他者を思いやることを学ぶ機会を提供します。あわせて、プレコンセプション(将来の妊娠・出産を含めたライフプランを見据え、思春期から自分の健康を主体的に整えるという考え方)の理念を踏まえ、性や健康に関する正しい知識と自己決定力を育み、生涯を通じた健康づくりの基盤形成を図ります。</p>	健康推進課
26	放課後等の多様な居場所づくり	<p>港町児童館と砂浜児童館において、児童に健全なあそび場を提供し、情操を豊かにすることを目的に事業を実施します。</p> <p>世代間の交流の場や放課後の児童生徒の居場所としての機能を充実させ、様々な活動を通じて児童の健全育成を図ります。</p> <p>地域ふれあいルームでは、学校や家庭では経験できない体験学習や地域の大人との交流する機会を提供し、安全・安心な放課後の居場所として設置します。こどもと地域の人がふれあい、地域社会全体でこどもの健やかな育ちを支援します。</p>	こども課 生涯学習課

(5) ライフステージを通した支援

妊娠前から思春期まで、各ライフステージに応じた性教育・プレコンセプションケアを実施します。保健・福祉・教育の連携により、ライフステージを通した切れ目ない支援体制を構築します。

施策番号	施策名	概要	担当課
27	ライフステージに応じた性教育・プレコンセプションケア	<p>妊娠・出産に関する正しい知識の普及と、自分や相手を大切にする気持ちの醸成を図ります。発達段階に応じた性教育を早期から実施し、将来の妊娠・出産への準備を支援します。</p> <p>20代～30代の若年女性のやせの割合の減少(目標12.0%以下)を図り、妊娠前からの健康づくりを推進します。性や妊娠に関する正しい知識の普及により、健康管理を促進し、将来の妊娠・出産への準備を支援します。</p>	健康推進課
28	ライフステージを通した連携体制の強化	<p>入園・入学・卒業・就職時等、それぞれのライフステージの過渡期においても切れ目のない支援を提供するため、「縦(成長に伴って変わる関係機関)」「横(同じライフステージで支援する教育や福祉)」連携の体制を強化し、すべての子ども・家庭が必要な支援を適切に受けられる環境を整備します。</p>	健康推進課 教育総務課 こども課 福祉課



基本目標2 希望を持って暮らせる環境づくり

(1) 経済的支援の充実

医療費助成、児童手当、就学援助、学校給食費無償化等により、子育て家庭の経済的負担を軽減します。妊娠期から学齢期まで、切れ目ない経済的支援を提供し、すべてのこどもが健やかに育つ環境を整備します。

施策番号	施策名	概要	担当課
29	こどもの医療費助成の充実	乳幼児・小中高生の保険診療に係る医療費の自己負担分を助成し、経済的負担の軽減を図ります。 父母の離婚等により母子または父子家庭となり、18歳に到達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を養育している方とその児童に対しても、保険診療に係る医療費の自己負担分を助成します。 児童扶養手当の所得制限限度額の引き上げに伴い、ひとり親家庭医療費の所得制限限度額も引き上げます。必要な医療を受けやすい環境を整えることで、こどもの健やかな成長を支援します。	こども課
30	児童手当の拡充	「こども未来戦略方針」の「加速化プラン」に基づき、令和6年10月から児童手当について所得制限の撤廃、高校生年代までの支給期間の延長、第3子以降の支給額を月額3万円とする拡充を実施しています。 制度の一層の普及・啓発に努め、適切な支給を行います。子育て世帯の経済的負担を軽減し、すべてのこどもの育ちを社会全体で支援します。	こども課
31	児童扶養手当の拡充	離婚等により母子または父子家庭となり、18歳に到達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を養育している方に児童扶養手当を支給します。 ひとり親の就労収入の上昇等を踏まえ、働き控えに対応し自立を下支えする観点から、令和6年11月から所得制限限度額の引き上げ及び多子家庭に対する第3子以降の加算額の拡充を実施しています。引き続き、ひとり親家庭の経済的安定を図ります。	こども課
32	妊婦のための支援給付	すべての妊産婦等に給付を実施し、妊婦等包括相談支援事業と併せて経済的支援を実施します。 妊婦であることの認定後に給付を行い、その後、妊娠しているこどもの人数の届出を受けた後に追加給付を行います。妊娠・出産期の経済的負担を軽減し、安心して出産できる環境を整備します。	健康推進課
33	紀州っ子いっぱいサポート事業	多子世帯に対し、乳幼児に関する各種利用料等を助成し、少子化社会の中で積極的にこどもを産み育てようとする世帯の経済的負担を軽減します。 保育所・認定こども園の保育料について、第3子以降の児童を無料とするほか、多子世帯の利用料軽減制度を実施します。こどもを産み育てやすい環境を整備し、多子世帯への経済的支援を強化することで、出生率の向上と子育て世帯の定住促進を図ります。	こども課

施策番号	施策名	概要	担当課
34	就学援助の充実	<p>経済的理由によって就学困難な児童及び生徒に対し、学用品費、学校給食費、修学旅行費等を補助基準額に応じて助成します。</p> <p>また、小・中学校の特別支援学級に就学する児童等の保護者の経済的負担を軽減するため、就学に必要な経費（学用品費、学校給食費、修学旅行費等）について、補助基準額に応じた助成を行います。</p> <p>すべてのこどもが経済的理由により教育の機会を失うことなく、安心して学校生活を送れる環境を整備します。</p>	教育総務課
35	学校給食費無償化	<p>令和6年10月より市立小中学校の給食費を無償化し、子育て世帯の経済的負担の大幅な軽減を実施しています。</p> <p>すべてのこどもが経済的理由により食に困ることなく、健康的な学校給食を受けられる環境を整備します。</p> <p>給食費の無償化により、保護者の経済的負担を軽減するとともに、栄養バランスの取れた食事を通じて、こどもたちの健やかな成長を支援します。</p>	教育総務課



(2) 多様な保育サービスと両立支援

病児・病後児保育、ファミリー・サポート・センター、学童保育等の多様な保育サービスを提供し、保護者の多様な就労形態に対応します。ワーク・ライフ・バランスの推進により、仕事と子育てを両立できる環境を整備します。

施策番号	施策名	概要	担当課
36	乳児等通園支援事業	<p>6か月児から2歳児までの乳幼児に対し、就労要件を問わず、1か月あたり一定時間の保育を行う乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を実施します。</p> <p>本事業により、すべてのこどもたちに適切な遊びや生活の場を与えるとともに、親子の心身の状況や家庭環境を把握し、必要な情報提供や助言その他の援助を行います。保護者の就労の有無に関わらず、すべてのこどもに保育の機会を提供します。</p> <p>認定こども園等における満3歳児クラスを活用し、本事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援します。</p>	こども課
37	病児・病後児保育事業	<p>病気または病気回復期で、保護者の就労等により家庭での保育が困難な場合の乳幼児（生後6か月以上）または小学校就学児童に対して保育を実施します。</p> <p>市内在住者は利用料無料とし、急な病気等にも対応できる支援体制を維持することで、子育て世帯の負担軽減を図ります。</p> <p>保護者が安心して就労を継続できる環境を整備します。</p>	こども課
38	多様な保育サービスの提供	<p>延長保育事業として、多様化する保育ニーズに対応するため、保育所において保育時間を超える時間帯の保育を実施します。</p> <p>【一時預かり事業】</p> <p>保田保育所では幼稚園や保育所に入園していない乳幼児（生後6か月以上）を持つ保護者の冠婚葬祭や急な用事、病気などの際に、「子育て世代活動支援センターWaku Waku」では子育て中の保護者のリフレッシュや用事のために一時預かりを実施します。</p> <p>【子育て短期支援事業】</p> <p>児童を養育している家庭の保護者が疾病、冠婚葬祭や社会的事由などにより、家庭における養育が一時的に困難となった場合に、児童福祉施設や里親の下において一時的に養育します。</p> <p>保護者の就労状況等に応じて、安心して子育てと仕事の両立ができる環境づくりを推進します。</p>	こども課

施策番号	施策名	概要	担当課
39	ファミリー・サポート・センター事業	人と人のつながりを広げ、地域ぐるみの子育て支援を通じて、子育てと仕事の両立できる環境づくりを目指します。子育て支援を受けたい利用会員と、子育て援助を行いたいサポート会員の登録や連絡調整等を行い、相互援助活動を支援します。地域における支え合いの子育て環境の構築を推進し、子育て家庭の孤立を防ぎます。	こども課
40	学童保育事業	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校就学児童に対し、放課後等に小学校の余裕教室等において適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図ります。 安全な環境の下、こどもの自主性、社会性を育む機会を提供し、保護者が安心して就労できる環境を整備します。 障がいのある児童の受け入れについては、支援員等への研修の充実と人材確保に努め、特別支援教育の専門家等との定期的な連携会議を実施します。	こども課
41	ワーク・ライフ・バランスの推進	仕事と生活の調和の実現を目指し、子育てしやすい就労環境の整備に向け、企業の取組が推進されるよう、関連する情報の提供に努めます。 チラシやポスター等を設置し、育児休業やこどもの看護休暇等各種制度の導入のための啓発活動を行います。育児休業制度など関連する制度の周知を図り、仕事と子育てを両立しやすい職場づくりを支援します。 夫婦が相互に協力し子育てを行う共働き・共育ての社会づくりと男性の育児参加を促進します。	こども課 産業振興課 市民課



(3) 地域定住と環境整備

住宅支援、若者の就労支援により、若年層の世帯が安心して定住できる環境を整備します。地域全体で子育て家庭を支える仕組みづくりを推進します。

施策番号	施策名	概要	担当課
42	住宅支援の充実	<p>住宅取得・空き家活用・定住促進として複数の補助制度を整備し、若者の定住を促進します。移住推進空き家・空き地活用補助金により、空き家活用につながる支援制度を充実させます。</p> <p>若い世代の移住者への結婚新生活支援事業として、結婚を機とした住居費用等の経済的支援を実施します。空き家バンク制度の活用を促進し、移住希望者への空き家紹介、相談窓口を開設します。</p> <p>若者の定住促進のための住まいに関する支援制度を充実させ、移住・定住を促進します。</p>	経営企画課
43	若者の就労支援	<p>商工会議所・ハローワークと連携した企業と求職者のマッチングを実施し、就労機会の確保を図ります。</p> <p>若者が希望するライフスタイルを実現できる環境を整備し、労働力不足の解消と若者の経済的自立を支援します。安定した雇用機会の創出により、若者の地域定着を促進します。</p>	産業振興課 経営企画課
44	定住サポート	<p>移住支援金・結婚新生活支援等を通じて定住促進を図ります。「結婚」「妊娠・出産」「子育て」「自立」の各段階での積極的支援パッケージを提供し、ライフステージに応じた総合的な支援を実施します。</p> <p>若者の移住・定住を促進し、地域の活力維持と持続可能な地域づくりを推進します。</p> <p>各ライフステージにおける経済的支援と生活支援を組み合わせることで、若者が安心して本市で生活できる環境を整備します。</p>	経営企画課

(4) 若者の定着・定住支援

高等教育の修学支援により若者の経済的負担を軽減し、移住・定住促進の総合的な取組により、若者が本市で暮らし続けられる環境を整備します。地域の活力維持と持続可能な地域づくりを推進します。

施策番号	施策名	概要	担当課
45	高等教育の修学支援	<p>若者の奨学金返還支援助成制度により、高等教育を受けた若者の経済的負担を軽減します。</p> <p>市内に定住する若者に対する奨学金返還支援を実施し、若者の地域定着を促進します。</p> <p>地域の活力維持と人材確保を図ります。</p>	経営企画課
46	移住・定住促進の総合的推進	<p>移住希望者向け空き家活用補助金など定住支援が複数整備されています。ふるさと納税・ワーケーション等を通じた関係人口の拡大により、有田市への興味を喚起し、移住につながる機会を創出します。</p> <p>移住情報サイト・SNSでの効果的な情報発信により、本市の生活支援制度を周知します。ワーケーション・リモートワーク環境整備を支援し、多様な生活スタイルに対応した環境を整備します。</p> <p>移住希望者と企業・地域住民・先輩移住者とのマッチングを実施し、地域になじみやすい環境づくりを推進します。</p> <p>本市を訪れる機会づくりと定住につながる総合的な支援を展開します。</p>	経営企画課

基本目標3 地域全体でこども・子育てを支える体制づくり

(1) 地域子育て支援の充実

地域子育て支援拠点や利用者支援事業により、身近な場所で相談・交流できる環境を整備します。
親支援講座や親子関係形成支援により、保護者の子育て力向上と親子の絆づくりを支援します。

施策番号	施策名	概要	担当課
47	地域子育て支援拠点の充実	<p>「子育て世代活動支援センターWaku Waku」において、子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育て等に関する相談・援助、地域の子育て関連情報の提供を行います。</p> <p>港町児童館と砂浜児童館において、乳幼児とその保護者を対象に交流の場を提供します。保育所、認定こども園では入園していない乳幼児を持つ子育て中の親子が保育所で楽しく過ごすことで、子育て不安の解消や情報交換ができる場所を全保育所で提供します。</p> <p>各地区公民館で実施している子育てサークルに保育士等が参加し、遊びや子育てについて専門的な立場から助言を行い、保護者同士のネットワークづくりを支援します。</p>	こども課
48	利用者支援事業の充実	<p>「子育て世代活動支援センターWaku Waku」において、子育てに関する総合的な相談支援を行います。</p> <p>教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について、情報の集約・提供を行うとともに、利用にあたっての相談に応じ、必要な助言を行います。</p> <p>関係機関との連絡調整を行い、子育て家庭が適切なサービスを選択・利用できるよう支援します。年々増加する利用ニーズに応えながら、地域の子育て力の向上を目指します。</p>	こども課
49	親支援講座の実施	<p>【親子関係形成支援事業】</p> <p>子育て中の親を対象にペアレントプログラム等親向け講座を前期・後期の年2回実施します。</p> <p>グループワークを通じて他の保護者の意見に触れたり、客観的にこどもの姿を捉える見方を学ぶ中で、こどもとのより良い関係構築と子育ての自信を高めます。子育てに対するストレスの軽減を図り、保護者の仲間づくりを支援します。</p> <p>チラシ配布や広報等での周知に加え、関係機関の支援者との連携を強化し、支援を必要とする人により確実にプログラムの情報が届くよう取り組みます。</p>	こども課

(2) 家庭教育支援

家庭教育支援講座「親こみゆ」の実施や家庭教育支援チーム「みらい」の活動により、保護者への切れ目ない支援を提供します。身近に相談相手がない保護者へのサポートを行い、孤立した子育て家庭をつくらない環境を整備します。

施策番号	施策名	概要	担当課
50	家庭教育支援講座	<p>訪問型家庭教育支援推進事業として家庭教育支援講座「親こみゆ」を実施します。小学生とその保護者を対象に（未就学児・中学生も相談可）、各回 10 組までの参加型プログラムを開催します。</p> <p>減りつつある親子同士のコミュニケーションを増やすため、プログラミング操作体験など共通の体験を通じて楽しく学ぶ機会を提供します。</p> <p>親子のふれあいと絆を感じる機会として実施し、保護者同士のコミュニケーションを通じて、育児に関する不安や喜びを分かち合える場を提供します。</p> <p>子育てに関する「学びとコミュニケーション」の場として機能します。</p>	生涯学習課
51	家庭教育支援チームの普及	<p>家庭教育支援チーム「みらい」を設置し、家庭教育支援チーム制度に登録しています。</p> <p>0歳から小学2年生までの全家庭への訪問、情報紙「みらい」の発行、子育て相談、保健センターや教育委員会との連携を主な活動として実施します。保護者への切れ目ない支援を行うため、家庭教育支援チームの活動を推進します。身近に相談相手がない保護者へのサポートを行い、孤立した子育て家庭をつくらない環境づくりを推進します。</p> <p>地域全体で家庭教育を支える体制を構築します。</p>	こども課

(3) 情報提供・相談支援

子育て情報紙、子育て支援アプリ、オンライン相談等の多様な手段により、保護者が必要なときに必要な情報にアクセスできる環境を整備します。家庭訪問支援により、支援が必要な家庭を早期に把握し、適切な支援につなげます。

施策番号	施策名	概要	担当課
52	子育て情報紙「みらい」の発行・配布	子育てに関する様々な情報を掲載した情報紙「みらい」を年に3回発行し、対象世帯に配布します。配布対象を順次小学校2年生までの世帯に拡大するとともに、配布対象家庭向けに内容を変更します。 訪問による直接手渡しを基本とし、家庭の状況を把握する機会としても活用します。必要な子育て情報をタイムリーに届け、子育て家庭を支援します。	こども課
53	子育て支援アプリでの情報発信	母子手帳アプリを活用し、乳幼児健診や離乳食教室の案内、健康相談の案内、支援センターだより（毎月分）、各種イベント情報など、タイムリーな情報発信を行います。 スマイルチケットに関する情報やアンケートについてアプリで配信するとともに、子育てに関する情報やアンケートの集約など積極的な活用を図ります。	健康推進課
54	家庭訪問支援事業	小学校2年生以下の児童のいる家庭を訪問し、子育てに対する不安や相談あるいは虐待等の問題を抱えた家庭を把握し、必要な支援や助言及び関連機関に結びつけます。 家庭訪問支援員の訪問時には市で発行する子育て情報紙「みらい」を配布し、子育てに関する様々な情報を発信します。訪問対象家庭の拡大を検討し、支援の充実を図ります。家庭と地域・関連機関をつなぎ、孤立を防止します。	こども課
55	相談体制・情報提供の充実	市の各種相談窓口において、メール相談・電話相談を実施しています。子育て相談を含む各種相談に対応し、市民が相談しやすい環境を整備します。 今後、ICTを活用した相談体制・情報提供の充実を図り、チャット・ビデオ通話等の多様な相談手段の導入を検討します。 育児手技の動画配信など、保護者が必要なときに必要な情報にアクセスできる環境を整備します。対面での相談が難しい保護者にも対応できる多様な相談手段の拡充を目指します。	健康推進課

(4) 地域との連携・協働

民生児童委員、認定こども園、コミュニティ・スクール、青少年育成団体等との連携により、地域全体でこどもを見守り育てる体制を構築します。地域の多様な主体との協働により、こどもの育ちを支える環境を整備します。

施策番号	施策名	概要	担当課
56	民生児童委員との連携	<p>民生児童委員が地区の児童やひとり親家庭の相談に応じ、児童の育成や家庭支援などを行います。</p> <p>主任児童委員を中心に子育てやこどもの生活に関わりを持つとともに、保育所、小・中学校との協議会を通じて情報共有を図り、関係機関と連携しながら地域での見守りを実施します。</p> <p>地域における見守り機能を強化し、支援が必要な家庭を早期に発見し、適切な支援につなげます。</p>	福祉課
57	認定こども園を核とした地域拠点の整備	<p>認定こども園における地域の未就学児対象の子育て支援を充実させ、在宅で子育てする家庭への支援を強化します。世代間交流の促進により、高齢者との交流機会を創出し、地域の温かいコミュニティを再構築します。地域住民の参画機会を創出し、認定こども園運営への地域住民の参画を促進します。</p> <p>地域に開かれた施設運営により子育て文化を醸成し、地域全体でこどもを育む環境づくりを推進します。認定こども園を核として、地域における子育て支援の拠点機能を強化します。</p>	こども課
58	コミュニティ・スクールの推進	<p>中学校1校、小学校7校において学校運営協議会を設置し、保護者や地域住民が積極的に学校運営に参画します。</p> <p>各学校での運営協議会（年3～5回程度）の実施に加え、「有田市コミュニティ・スクール連絡協議会」を年3回開催し、学校運営への地域社会の声の反映と連携・協力を推進します。学校・家庭・地域が目標を共有し一体となってこどもを育む仕組みを構築します。</p> <p>地域学校協働活動として、夏休み期間中に全小学校の特別教室等を利用した体験学習教室を開催し、地域と学校の連携・協働体制を推進します。</p>	教育総務課 生涯学習課
59	地域による見守り体制の強化	<p>登下校時などにおいて犯罪者に機会を与えないよう「ながら見守り」活動の協力を地域住民に要請し、登下校時の児童生徒の安全確保を図ります。</p> <p>青色防犯パトロールを実施し、犯罪抑止機能を高めます。小学校区内の「きしゅう君の家」を児童がグループに分かれて訪問し、台紙にシールを集めながら確認します。</p> <p>警察や地域の関係団体に協力していただくことで地域の人々に見守られていることを実感してもらうとともに、地域について学ぶ機会とします。地域全体での見守り体制を構築します。</p>	生涯学習課

施策番号	施策名	概要	担当課
60	青少年育成団体の活動支援	<p>青少年の健全な育成を図ることを目的とし、関係団体とともに、健全育成のための啓発活動、パトロール活動及びレクリエーション活動を行います。</p> <p>野外体験や元気まつりなど推進委員の研修も実施します。青少年健全育成事業のさらなる強化を図るため、各地区育成会に補助金を交付し、地域に応じた特色ある活動を支援します。</p> <p>各地区の母親クラブが中心となって子供クラブを運営し、地区の子供クラブ単位で各種事業を行い、他地域との交流や異年齢間の交流を図ります。</p> <p>青少年健全育成に関連する野外活動やレクリエーション活動等で、こどもたちのよきお兄さん、お姉さんとなるジュニアリーダーを育成します。</p>	生涯学習課

(5) 多様な体験・活動機会の創出

親子体験学習、スポーツ教室、郷土学習等の多様な体験活動を通じて、こどもの創造性や体力を育みます。地域資源や伝統文化を活用した活動により、郷土愛を育成し、地域住民との協働により世代間交流を促進します。

施策番号	施策名	概要	担当課
61	親子体験学習	<p>「親こみゅ」等の事業により、親子で体験できる施設を訪問し、様々な体験学習を行うことで、こどもの創造性を育みます。</p> <p>プログラミング体験など、現代的な学習機会も提供します。親子で共通の体験を通じて楽しく学ぶ機会を提供し、親子のふれあいと絆を感じる機会とします。</p> <p>減りつつある親子同士のコミュニケーションを増やすため、保護者同士のコミュニケーションを通じて、育児に関する不安や喜びを分かち合える場としても機能します。</p>	生涯学習課
62	凧作り教室・凧揚げ大会	<p>地域学校協働活動の一環として、保護者の参加を促進するため12月の土曜日に実施し、自分だけのオリジナルなダイヤ凧を作ります。</p> <p>新春の伝統的な遊びを親子で協力して楽しむ機会を提供し、地域の伝統文化を次世代に継承します。地域住民の協力を得ながら実施することで、地域全体でこどもを育む環境づくりにも貢献します。</p> <p>凧作りから凧揚げまでの一連の活動を通じて、達成感と伝統文化への理解を深めます。</p>	生涯学習課

施策番号	施策名	概要	担当課
63	各種スポーツ教室	市民の健康増進、体力向上及びスポーツの振興を図ることを目的に、BIG SMILE PARK等の施設を活用してスポーツ教室を実施します。 多様な種目のスポーツ教室を提供し、少子化やこどもの習い事の多様化等の影響により参加者が減少する傾向にありますが、市民の体力向上やスポーツ人口の拡大を図るための体験教室として継続して実施します。子どもたちが様々なスポーツに触れる機会を提供し、生涯スポーツの基礎を築きます。	生涯学習課
64	オレンジマラソン大会	市民の体力向上、小中学生の忍耐力・持久力の向上を図ることを目的として、年1回開催します。小中学生は参加費無料とし、多くの市民が参加できる環境づくりに努めます。 幅広い年齢層の市民が参加できる種目を設定し、地域の一体感を醸成するスポーツイベントとして継続して実施します。完走を目指す過程で、子どもたちの挑戦する心と達成感を育みます。	生涯学習課
65	スポーツ公園を活用した健康づくりと交流促進	BIG SMILE PARKとして大型スポーツ公園を整備・運営し、えみくるARIDAと一体的に活用します。スポーツを通じた健康増進と地域コミュニティの拠点として機能させ、多様なスポーツ・レクリエーション活動の機会を提供します。市民の健康づくりを推進するとともに、子どもから高齢者まで幅広い世代が集う交流拠点として活用します。充実したスポーツ施設を活用し、市民のスポーツ参加機会を拡大します。	生涯学習課
66	郷土学習・体験活動	地域学校協働活動の一環として、有田市の豊かな自然や伝統文化（有田みかん、太刀魚等）を活用した体験活動を実施します。 郷土資料館等の地域資源を活用した学習機会を提供し、小学生対象のみかん摘果・収穫体験、米作り体験を通じて、農業や地域農産物への理解を促進します。 地域の伝統文化に触れる機会を提供し、郷土愛を育成するとともに、将来の地域の担い手としての意識醸成を図ります。地域住民との協働により、世代間交流も促進します。	生涯学習課



(6) 社会全体での子育て支援

文化・芸術活動への参加機会の充実や学校体育施設の開放により、こどもの豊かな育ちを支援します。社会全体でのこどもまんなか意識の醸成により、すべての人がこども・子育て家庭を応援する社会を実現します。

施策番号	施策名	概要	担当課
67	文化・芸術活動への参加機会の充実	<p>有田市美術展・文化祭等を年1回開催し、市内在住・在学・在勤の方が参加できる機会を提供します。市民の美術作品への創造意欲、また、美術に対する愛好心や鑑賞能力を高め、本市における文化の向上発展を図ります。</p> <p>また、有田市教育委員会・有田市文化協会の共催により、こども向け文化・芸術イベントを実施し、文化芸術に親しむ機会を提供します。</p> <p>さらに、豊かな感性を育み、創造力を高める体験の機会を増やし、こどもの情操教育を推進します。体験型・発信型の文化芸術参加機会の充実を図ります。</p>	生涯学習課
68	学校体育施設の開放	<p>有田市立学校体育施設開放に関する規則に基づき、市内小中学校の体育館や運動場を、児童生徒やその他の市民のスポーツやレクリエーションでの使用のため開放します。</p> <p>また、旧保田中学校体育館と旧宮原小学校体育館は地区体育館として社会体育施設での管理運営を行い、生涯教育で制限なく使用できるようにします。</p> <p>地域スポーツ活動を促進し、市民の健康づくりと地域コミュニティの活性化を図ります。</p>	生涯学習課
69	社会全体でのこどもまんなか意識の醸成	<p>企業・団体・個人によるこども支援活動を促進し、社会全体でこどもを応援する機運を醸成します。公共施設等でのこども連れ家庭への配慮を推進し、子育て家庭に優しい環境づくりを進めます。</p> <p>企業との協働による子育て支援として、企業との連携によるこども・子育て支援施策を展開します。ボランティア団体・NPO等の地域団体との連携により、子育て支援活動を推進します。</p> <p>有田みかん・太刀魚・伝統文化等の地域資源を積極的にPRし、若者の地域愛着形成を図ります。地域の魅力を再発見し、誇りを持って地域に住み続けられる環境を整備します。</p> <p>広報・啓発活動を通じた社会全体の理解促進により、すべての人がこどもや子育て家庭を応援する社会を実現します。</p>	こども課

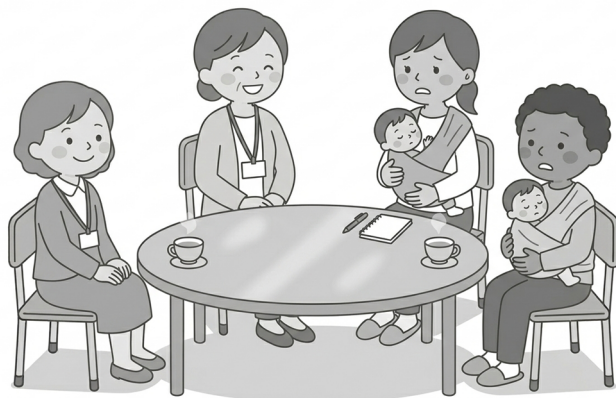
基本目標4 配慮が必要なこども・家庭への包摂的支援

(1) 児童虐待防止と要支援家庭への支援

児童虐待防止体制を強化し、早期発見・早期対応により、こどもの生命と権利を守ります。要支援家庭への包括的支援と専門的相談支援により、虐待の未然防止と家庭の養育力向上を図ります。こども食堂等の居場所づくりにより、地域全体でこどもを支えます。

施策番号	施策名	概要	担当課
70	児童虐待防止体制の強化	<p>育児に不安や悩みを抱える保護者や支援が必要な家庭に対して、気軽に相談しやすい環境を整えるとともに、連携機関との顔の見える関係づくりと適切な情報共有を行います。</p> <p>また、地域の関係機関の緊密な連携と相互の協力によって、児童虐待の発生予防や早期発見、その後の保護・支援対策等の充実に努めます。</p> <p>さらに、要保護児童対策地域協議会において、代表者会議(年1回)、実務者会議(年12回)、ケース検討会議を通じて、要保護児童等に対する支援内容の協議を行い適切な保護を図ります。</p> <p>加えて、学校・福祉・保健・医療等の多機関協働による早期発見から継続支援までの体制を構築します。</p>	こども課 健康推進課
71	児童虐待防止の啓発と相談窓口の周知	<p>児童虐待の未然防止、早期発見、早期支援に取り組み、適切な支援が図れるよう、児童虐待の相談窓口を広く周知します。</p> <p>毎年11月の児童虐待防止推進月間には広報による啓発活動を実施するとともに、小学生、中学生のいる家庭には学校を通じて、就学前児童がいる家庭には家庭訪問支援員を通して啓発チラシを配布します。</p> <p>児童相談所虐待対応ダイヤル189(全国共通)・こどもの人権110番等の相談窓口周知を徹底し、子育て情報紙「みらい」や学校教育を通じた継続的な啓発を行います。地域全体で児童虐待を防止する意識を醸成します。</p>	こども課
72	要支援家庭への包括的支援	<p>【子育て世帯訪問支援事業】</p> <p>訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、家事支援・育児支援を行います。</p> <p>各家庭の状況に応じた適切な支援を提供し、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。</p> <p>養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場の提供、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行います。</p> <p>児童及び家庭の状況を把握・分析し、関係機関へのつなぎを行うなど、個々の児童の状況に応じた包括的な支援を提供します。</p>	こども課

施策番号	施策名	概要	担当課
73	専門的相談支援の充実	<p>家庭における子育ての不安や悩みに関する相談に応じ、相談内容に応じて、要保護児童対策地域協議会や保健センター、学校、保育施設、児童相談所等と連携を図り、支援を行います。</p> <p>配偶者等、家庭内にて暴力を受けた被害者からの相談を受け付けるとともに、関連機関との連携による支援を実施します。インターネット上の個人への誹謗中傷・差別的書き込み等のモニタリングを実施し、実態把握と対応を行います。</p> <p>一人で抱え込まないよう声をかけあえる地域づくりを推進し、相談窓口の広報を強化します。相談しやすい環境を整備し、必要な支援に早期につなげます。</p>	市民課 福祉課 こども課
74	要支援家庭への緊急対応と保護	<p>児童相談所と連携した一時保護の実施により、虐待や不適切な養育からこどもを守ります。</p> <p>緊急時の迅速な対応体制を整備し、こどもの安全を最優先に確保します。</p> <p>母子生活支援施設における保護により、ひとり親家庭やDV被害者の母親とこどもの安全を確保し、自立に向けた支援を提供します。</p>	こども課
75	こども食堂等の居場所づくり支援	<p>貧困対策及び地域におけるこどもの居場所づくりとして、地域住民等が主体となって運営するこども食堂の継続的な運営を支援します。</p> <p>居場所提供・食事・学習・体験活動を通じた貧困対策と地域での見守りを推進します。地域の大人がこどもを見守り、支える環境を整備し、すべてのこどもが安心して過ごせる居場所を確保します。</p> <p>食事の提供だけでなく、学習支援や体験活動を通じて、こどもの健全な育成を支援します。</p>	こども課



(2) 生活困窮・ひとり親家庭への支援

学校を窓口とした福祉制度への接続により、貧困家庭のこどもを早期に支援につなげます。生活困窮家庭やひとり親家庭への総合的支援により、経済的自立と子育ての両立を支援し、こどもの貧困の連鎖を断ち切ります。

施策番号	施策名	概要	担当課
76	学校を窓口とした福祉制度への接続	<p>学校が窓口となり、児童生徒及び保護者の福祉相談を案内しています。貧困家庭のこどもを早期に生活支援や福祉制度につなげる体制を強化します。</p> <p>教育と福祉の連携による切れ目ない支援を実施し、学校がこどもの貧困や家庭の困難を把握した際に、速やかに適切な支援制度につなげる仕組みを構築します。スクールソーシャルワーカー等と連携し、教職員がこどもの生活状況を把握し、必要な支援を提供できる体制を整備します。</p> <p>教育現場と福祉部門の緊密な連携により、支援が必要な家庭を早期に発見し、適切な支援につなげます。</p>	教育総務課 こども課 福祉課
77	生活困窮家庭の自立支援	<p>ひとり親家庭や生活困窮者に対する自立に向けた取組を推進します。</p> <p>生活困窮に関する相談があれば、各機関と連携をとり支援を行います。経済的な支援が必要な世帯に対しては、各種支援制度を活用し、世帯の状況に応じた適切な支援を提供します。</p> <p>自立相談支援、住居確保給付金支給等、多機関協働による包括的支援を実施し、生活の安定と自立を支援します。</p>	福祉課 こども課
78	ひとり親家庭への総合的支援	<p>ひとり親家庭の親が経済的に自立できるよう、自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金により、看護師・介護福祉士・保育士等の資格取得を支援します。</p> <p>養育費確保の支援事業として公正証書作成費用の補助等を実施し、こどもの養育環境を整えます。</p> <p>生活支援として、母子生活支援施設における保護を実施し、DV被害からの避難や自立に向けた総合的な支援を提供します。</p>	こども課

(3) 障がいのあるこどもへの支援の充実

早期発見・早期療育の推進により、障がいのあるこどもの発達を支援します。障害児通所支援の充実、インクルーシブ教育・保育の推進、医療的ケア児への支援体制の充実により、すべてのこどもが安心して成長できる環境を整備します。ライフステージを通した切れ目ない支援を提供します。

施策番号	施策名	概要	担当課
79	早期発見・早期療育の推進	乳幼児健康診査により、心身の発育状況の確認及び適切な指導等を行います。臨床心理士、保育士、保健師などの専門職が発育・発達に関する相談に対応します。 また、発達障がい等に関する知識を有する専門員（臨床心理士）が、保育所等への巡回支援を実施し、集団におけるこどもへの関り方やなどについて助言等を行います。	健康推進課 こども課 教育総務課
80	障害児通所支援の充実	児童発達支援センターが地域の中核的な支援施設となって、障がいのあるこどもに対し、日常生活における適切な習慣を確立させるための基本的な動作の指導、社会生活への適応性を高める知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。 学校通学中の障がいのある児童に対し、放課後や長期休暇中において、生活する地域にある居心地の良い空間（居場所）づくりを支援します。 安心して過ごせる場所で仲間との交流を促し、持てる力を維持し、さらに引き出す関わりを持つことで、将来最も必要となる「社会性」の成長を図ります。 障害児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを2週間に1回程度訪問支援し、集団生活への適応のための専門的支援を行います。 障害福祉サービスを利用する障がいのある児童に対し、ケアマネジメントによりきめ細かく支援します。	福祉課
81	小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業	小児慢性特定疾病にかかっている児童等に対し、特殊寝台等の日常生活用具を給付することにより、日常生活をより安心、安全に送れるよう日常生活の便宜と経済的な負担の軽減を図ります。	健康推進課

施策番号	施策名	概要	担当課
82	インクルーシブ教育・保育の推進	<p>保育所において心身に障がいのある児童の保育を積極的に行い、保育士を手厚く配置します。</p> <p>医療的ケア児の受け入れも行いながら、保育内容・技術の研修に努め、障がいのあるこどもの保育の充実を図ります。</p> <p>学童保育での障がいのある児童を受け入れることができるよう、支援員等への研修を充実させるとともに、支援員等の人材確保に努めます。</p> <p>特別支援教育の専門家等との定期的な連携会議を実施し、多面的な支援の充実を目指します。</p> <p>勉強や学校生活に特別な支援が必要な児童生徒を対象に支援員を配置し、就学相談と教育環境の整備を行います。特別支援学級と通常学級の交流、障がいへの理解を深める体験学習(車いす体験等)を実施します。</p> <p>障がいのある児童を家庭において監護または養育している人への特別児童扶養手当の支給を支援します。</p>	教育総務課 こども課 福祉課
83	医療的ケア児への支援体制の充実	<p>医療的ケアを必要とするこどもが安心して日常生活を送り、適切な支援や成長発達を図れるよう、医療・福祉・子育て支援・保健・教育等の多岐にわたる分野と連携します。</p> <p>保育所、小中学校等での受け入れについて、看護師の配置など医療的ケアを実施できる体制を充実させます。</p> <p>児童とその家族の相談に応じながら、地域で安心して生活できるよう切れ目のない支援を提供します。</p> <p>医療的ケアが必要なこどもとその家族が、地域社会の中で孤立することなく、安心して生活できる環境を整備します。</p>	こども課 健康推進課 福祉課 教育総務課
84	ライフステージを通じた切れ目のない支援	<p>障がいをいち早く見つけ、早期発達支援につながるよう、「縦(成長に伴って変わる関係機関)」「横(同じライフステージで支援する教育や福祉)」連携の体制を強化します。</p> <p>要保護児童対策地域協議会やこども課との連携を図りながら、就学前、就学後、卒業後それぞれの過渡期において情報共有を行い、障がいのあるこどもと家族がライフステージに応じた支援を受けられる環境づくりに努めます。</p> <p>障害福祉サービス・地域生活支援事業の利用を促進し、あらゆる困りごとへの支援を提供します。切れ目のない一貫した支援の充実を図ります。</p>	福祉課 健康推進課 教育総務課

(4) 多様な背景を持つ子どもへの支援

ヤングケアラー、不登校児童生徒、外国ルーツの子ども、性的少数者、ひきこもりの若者等、多様な困難を抱える子どもへの支援を充実します。それぞれの状況に応じた支援により、すべての子どもが自分らしく生きることができる社会を実現します。

施策番号	施策名	概要	担当課
85	ヤングケアラーへの支援	<p>ヤングケアラー等がいる家庭に訪問支援を行い、家事・育児支援等を提供します。問題認識の啓発強化と認知度向上のための広報活動を実施し、ヤングケアラーという言葉の認知度を高め、社会全体で支援する機運を醸成します。</p> <p>福祉・介護・医療・教育の連携による早期発見・把握を行い、子どもの意向に寄り添った支援を提供します。家事・育児支援、レスパイト等の家庭への直接的支援を提供し、子どもが本来享受すべき教育や遊びの機会を確保します。</p> <p>ヤングケアラーの負担を軽減し、こどもらしい生活を送れる環境を整備します。</p>	福祉課 子ども課 教育総務課
86	不登校児童生徒への支援	<p>各小中学校及び教育支援センターにスクールカウンセラーを配置し、児童生徒、保護者、教員へ専門的知見に基づいた指導助言を行います。</p> <p>スクールソーシャルワーカーによる各校での助言やケース会議等の支援活動を実施し、不登校・虐待等への対応を行います。教育支援センター（ラ・ポール、ふらっと）への通所事業をスクールソーシャルワーカーや訪問支援員、登校支援員が実施します。</p> <p>一人ひとりの状況に応じた支援を提供し、社会的自立を支援します。</p>	教育総務課
87	外国ルーツの子どもへの支援	<p>日本語指導の充実と学習支援体制の整備により、外国ルーツの子どもが学校生活に適應できるよう支援します。</p> <p>多文化共生教育の推進により、国籍や文化の違いを尊重する教育を実施し、多様な背景を持つ子どもがともに学ぶ環境を整備します。多言語対応の相談体制の整備を検討し、外国ルーツの家庭が必要な情報へアクセスできるよう支援の充実を図ります。</p> <p>言語や文化の違いにより孤立することなく、すべての子どもが安心して成長できる環境の整備を目指します。</p>	教育総務課 子ども課

施策番号	施策名	概要	担当課
88	性的少数者への支援と多様性の尊重	<p>性の多様性に関する動画啓発などを実施し、多様な性の在り方についての正しい理解を深める広報・啓発を推進します。性的少数者に対する偏見や差別をなくす取組を進めます。</p> <p>相談体制の充実と偏見解消のための教育により、性的少数者が安心して相談できる環境を整備します。人権教育・道徳教育・ジェンダー平等教育等の充実により、多様性を認め合い共生する意識を育成します。</p> <p>すべてのこどもが自分らしく生きることができる社会の実現を目指します。</p>	市民課 福祉課
89	ひきこもりの若者への支援	<p>ひきこもりの状態にある本人や家族の悩みに対応するため、専門職による相談支援や、居場所による社会参加への支援を行い、段階的な社会復帰を支援します。</p> <p>また、支援につながりにくい若者にも積極的に関わるため、家庭訪問等によるアウトリーチ型支援を実施します。本人の状況やペースに合わせた支援を行い、社会的自立を目指します。</p>	健康推進課 福祉課



(5) 専門的支援体制の強化

多職種連携による支援体制の構築により、複雑化・多様化する課題に対応します。多様な相談体制の充実により、相談のハードルを下げ、早期に支援につなげます。支援者向け研修の充実により、支援の質を高めます。

施策番号	施策名	概要	担当課
90	多職種連携による支援体制	<p>心理・福祉・医療等の専門家を活用し、専門的知識に基づく適切な対応を行います。個別ケースに対する関係機関によるケース会議を実施し、支援方針の決定と役割分担を明確にします。</p> <p>個人情報保護を前提とした適切な情報共有により、切れ目ない支援のための連携を強化します。</p> <p>多職種が協働することで、複雑化・多様化する課題に対応できる支援体制を構築します。</p>	福祉課
91	多様な相談体制の充実	<p>福祉・児童・青少年相談窓口において、多様な相談ニーズに対応します。</p> <p>妊娠期から育児期までの母子の不安や困りごとの相談窓口の周知を図り、産後うつ、育児不安等の重篤化を防ぎ、早期に専門的な支援につなげます。また、ひきこもり状態にある人には、精神科医による専門相談を実施します。</p> <p>人権擁護委員による人権相談と広報強化により、認知度向上を図ります。電話・対面・オンライン・SNS等多様な相談手段を提供し、相談窓口へのアクセスのしやすさを向上させます。</p> <p>相談者の状況やニーズに応じて、適切な相談手段を選択できる環境を整備します。相談のハードルを下げ、早期に支援につながる体制を構築します。</p>	福祉課 こども課 健康推進課 市民課
92	支援者向け研修の充実	<p>市職員・教職員・保育士・支援員等への人権研修等を実施し、基本的な人権意識の向上を図ります。</p> <p>児童虐待、発達障がい、性的マイノリティ、ヤングケアラー等、多様化する課題に対応できる人材の育成を目指します。最新の知識とスキルの習得機会を提供し、支援の質を高めます。</p> <p>支援者自身の資質向上を図ることで、こどもや家庭へのより良い支援につなげます。</p>	こども課 教育総務課

基本目標5 こどもの権利と安全を守る環境づくり

(1) こどもの権利と意見表明

こどもの権利と生命の尊重に関する教育を推進し、こども自身が自分の権利を理解する機会を提供します。人権啓発活動の推進と多様な意見表明機会の創出により、こどもの意見が尊重される社会を実現します。学校運営や地域・政策へのこども参画を推進し、こども自身が社会の一員として主体的に関わる環境を整備します。

施策番号	施策名	概要	担当課
93	こどもの権利と生命の尊重に関する教育の推進	<p>こども基本法・児童の権利条約の普及啓発により、こども・若者が権利の主体であることを保護者・教職員・市民に周知します。</p> <p>各学校において計画的な道徳教育を実施し、小中学校における人権教育全体計画・年間指導計画に基づく体系的な人権教育を推進します。</p> <p>発達段階に応じた生命（いのち）の安全教育を保育所・学校等の活動全体を通じて実施します。</p> <p>小学生対象のいのちの授業の継続・拡充、中学生対象の思春期教室を実施し、命や自分を大切にすることを学ぶ機会を提供します。</p>	こども課 健康推進課 教育総務課
94	人権侵害防止と相談窓口の周知	<p>いじめや体罰、不適切な指導、虐待、性暴力を決して許さないという意識を社会全体に広げます。</p> <p>こどもの人権 110 番や児童相談所虐待対応ダイヤル 189（全国共通）の広報を強化し、子育て情報紙「みらい」や学校教育を通じた周知を徹底します。</p> <p>こども自身が相談できる窓口を知り、困ったときに助けを求められる環境を整備します。地域全体で人権侵害を防止する意識を醸成し、すべてのこどもが安心して生活できる社会を実現します。</p>	市民課 こども課 教育総務課
95	人権啓発活動の推進	<p>年間を通じて市民・小学生を対象に人権啓発活動を実施します。人権啓発市民のつどいを開催し、複雑化・多様化する人権問題に対応した内容で市民の理解を深めます。</p> <p>指導者養成研修会により、人権問題への理解を深める指導者向け研修を実施します。ココロつながり人権学習として、広く市民に参加を呼びかけ様々な人権問題の解消を図るため、映画鑑賞会を開催します。</p> <p>多様な手法を用いた人権啓発活動により、市民一人ひとりの人権意識の向上を図ります。こどもの権利についての理解促進も含め、幅広い人権教育を推進します。</p>	市民課

施策番号	施策名	概要	担当課
96	多様な意見表明機会の創出	<p>こども・若者が安全かつ安心して意見を述べるができる場や機会の設定を目指します。</p> <p>年齢・特性に応じた多様な参画手法を検討し、すべてのこども・若者が参加しやすい環境を整備します。</p> <p>こども議会・ワークショップ等の開催、オンライン意見募集・SNSを活用した意見聴取の実施を検討します。</p> <p>こどもが安全に安心して意見を述べるための専門的支援員（アドボケイト）の配置・育成を検討します。大人がこどもの意見を真摯に聴き尊重する姿勢の啓発を行い、こどもの意見が尊重される社会の実現を目指します。</p>	こども課 教育総務課
97	学校運営等へのこども参画の推進	<p>学校運営協議会や地域ふれあいルームにこどもが参加する活動を実施しています。</p> <p>様々な学校の取り組みに児童生徒の意見を取り入れ、主体的参加を確保します。校則の見直し等へのこども参画を推進し、こども自身が考えこどもの意見聴取をした上で定める仕組みを推進します。</p> <p>児童（生徒）会活動を充実させ、様々な課題に主体的に向き合う自浄力のある集団づくりを推進します。こども自身が学校のルールづくりや課題解決に参画することで、主体性と社会性を育みます。</p>	教育総務課
98	地域・政策へのこども参画の推進	<p>地域行事・イベントへのこども・若者の企画・運営参画を促進し、地域の一員としての意識を醸成します。こども・若者の意見がどう反映されたかのフィードバックの仕組みの構築を目指します。</p> <p>こども・若者の意見表明を支援するファシリテーターの育成・活用を検討し、効果的な意見聴取の実現を目指します。こども・若者が地域社会の形成者として活躍できる環境の整備を推進します。</p>	こども課 生涯学習課

(2) いじめ防止と学校安全

いじめ防止基本方針の推進により、いじめの未然防止、早期発見、早期対応を実現します。情報モラル教育とデジタルリテラシーの強化により、ネットいじめやトラブルから子どもを守ります。多様性を尊重する教育の推進により、すべての子どもが安心して過ごせる学校づくりを推進します。

施策番号	施策名	概要	担当課
99	いじめ防止基本方針の推進	有田市いじめ防止等基本方針に基づき、未然防止・早期発見・早期対応の総合的な取組を推進します。学校・家庭・地域・関係機関が一体となって、いじめのない学校づくりを進めます。	教育総務課
100	いじめ未然防止の取組	人権教育・道徳教育の充実により、かけがえのない自他の生命や人権を尊重する心と態度を醸成します。 各学校の実態に応じた重点項目を定め、学校の教育活動全体を通じて道徳教育を推進します。豊かな体験活動を通じた社会性の育成として、ボランティア活動・異年齢集団活動等による自己有用感の向上とより良い人間関係の構築を図ります。 学級活動・児童（生徒）会活動でいじめを許さない強い意識を持った自浄力のある集団づくりを推進します。 日記や個人ノート活用等により、児童生徒との深い信頼関係を構築し、いじめが起こりにくい学校・学級づくりを推進します。	教育総務課
101	いじめの早期発見・早期対応	学期1回のいじめアンケートを実施し、積極的認知による実態把握を行います。いじめに関する通報・相談を受け付ける体制を整備し、他の相談機関との連携を強化します。 いじめ発見・通報時の被害児童生徒を守り通す体制と継続的ケアを実施し、被害児童生徒の安全を最優先に確保します。加害児童生徒へのカウンセリングや相談体制を充実させ、再発防止を図ります。 暴行・傷害等犯罪行為にあたる場合は直ちに警察に通報し、連携対応を行います。重大事態への迅速かつ適切な対応を実施します。	教育総務課
102	情報モラル教育とデジタルリテラシーの強化	DX推進計画の策定により、デジタル活用・デジタル人材育成・情報モラル対策を進めます。 インターネットの適切な利用を促進し、リテラシー能力を養成します。ソーシャル・ネットワーキング・サービス等での不適切な書き込みが重大な人権侵害行為であることを指導します。 フィルタリング、ペアレンタルコントロールの利用を促進し、青少年が安全で安心してインターネットを利用できる環境を整備します。家庭・学校と連携したデジタルリテラシー能力の養成により、情報社会を生きる子どもたちに必要なスキルを育成します。 ネットいじめやトラブルから子どもを守る取組を推進します。	教育総務課

施策番号	施策名	概要	担当課
103	いじめ防止推進体制の強化	<p>いじめ防止基本方針により、児童生徒・保護者・教職員を対象に体制整備を行っています。</p> <p>学校・家庭・地域・専門機関の連携により、迅速かつ組織的ないじめ対応を実現します。心理・福祉専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者等が参加するいじめ防止対策のための組織を設置し、専門的見地からの助言・支援を行います。</p> <p>いじめ防止等の専門的知識に基づく適切な対応のための教職員研修を充実させ、教職員の対応力を向上させます。組織的な対応体制により、いじめの根絶を目指します。</p>	教育総務課
104	多様性を尊重する教育の推進	<p>人権・多様性啓発動画・教育機会の整備により、多様性を尊重する教育を推進します。</p> <p>ジェンダー平等教育を推進し、男女共同参画の視点に立った教育により固定的性別役割分担意識を解消します。インクルーシブ教育を推進し、特性に応じた合理的配慮を提供します。</p> <p>すべてのこどもが安心して過ごせる包摂的な学級・学校づくりを推進し、誰一人取り残さない教育を実現します。一人ひとりの違いを認め合い、多様性を尊重する態度を育成します。</p>	教育総務課 市民課

(3) 安全・安心な環境整備

犯罪・事故からの安全対策と災害からの安全対策により、こどもを守ります。学校・保育所施設の耐震化・老朽化対策と小学校体育館への空調設備設置により、安全で快適な教育・保育環境を整備します。

施策番号	施策名	概要	担当課
105	犯罪・事故からの安全対策	<p>有田市通学路交通安全プログラムに基づき、3年に1回すべての小中学校の通学路の合同点検を実施し、対策が必要な箇所について警察や道路管理者等に改善要望を行います。</p> <p>通学路セーフティネットの日（年6回）には全小学校が参加し、教員や保護者等が登校時に通学指導を行います。</p> <p>保育所、認可外保育所、通所支援事業所等の未就学児のお散歩コースについて、合同点検を実施し、危険箇所への対策を講じます。</p> <p>青色防犯パトロール、防犯カメラ・防犯灯を整備し、安全な環境を確保します。</p> <p>交通安全教室を実施し、警察と連携した交通安全教育を行います。自転車ヘルメット着用を徹底し、交通事故からこどもを守ります。</p>	防災安全課 青少年センター 教育総務課 建設課 こども課

施策番号	施策名	概要	担当課
106	災害からの安全対策	<p>小中学校での防災マップ作成・資機材設置訓練等の防災教育を充実させ、生命を守る取組を推進します。学校・保育所等での災害対応マニュアルを整備し、定期的な見直しを行います。</p> <p>実践的な避難訓練や保護者への引き渡し訓練を実施し、災害時の対応力を高めます。避難所における乳幼児用品等の防災備蓄品を充実させ、災害時要配慮者としての子どもや子育て家庭への支援体制を整備します。</p> <p>子育て世代向けの防災ワークショップを開催し、家庭における防災力の向上を支援します。デジタル技術を活用した災害情報の提供体制を整備し、迅速な情報伝達を実現します。</p>	防災安全課 子ども課 教育総務課
107	学校・保育所施設の耐震化・老朽化対策	<p>こどもの安全確保のための計画的な施設整備を実施します。老朽化した施設の適切な管理と予算配分を行い、安全で快適な学習・保育環境を維持します。</p> <p>施設の安全性を確保し、子どもたちが安心して過ごせる環境を整備します。</p>	子ども課 教育総務課 経営企画課
108	小学校体育館への空調設備設置	<p>学校施設の設備改善として、小学校体育館への空調設備設置を計画的に推進します。</p> <p>熱中症対策と快適な学習環境の確保により、子どもたちの健康を守ります。</p> <p>計画的な予算確保と優先順位付けにより、段階的な整備を進めます。</p>	教育総務課

(4) こどもの健康を守る取組

未成年者の飲酒・喫煙・薬物乱用防止により、こどもを有害物質から守ります。こころの健康づくりと自殺対策により、こどものこころの健康を支援します。小児医療体制の充実により、安心して医療を受けられる環境を整備します。

施策番号	施策名	概要	担当課
109	未成年者の飲酒・喫煙・薬物乱用防止	<p>20歳未満の者の飲酒・喫煙対策として、学校や出張講座を通じた正しい知識の普及啓発を実施します。</p> <p>市内全小中学校での防煙教室を継続実施し、未成年者の喫煙を防止します。学校と連携した薬物乱用防止教室を実施し、薬物の危険性を周知します。</p> <p>妊娠中の喫煙・飲酒ゼロを目指した啓発を実施し、妊婦の健康保持と胎児への影響防止を図ります。</p> <p>こどもの健康を守り、将来にわたる健康的な生活習慣の基礎を築きます。学校保健の取組と連携し、継続的な啓発活動を推進します。</p>	健康推進課
110	こころの健康づくりと自殺対策	<p>電話・SNS等に気軽に相談できるように、有田市のHPにこころの健康相談の窓口一覧を掲載しています。</p> <p>また、悩んでいる人のサインに気づき、声をかけ、話を聴き、見守り、必要な支援につなぐための“身近な支え手”を増やすゲートキーパー養成講座を実施しています。</p> <p>こども・若者が困難に直面したときのSOSの出し方に関する教育を推進します。周囲が適切に受け止める方法を啓発し、SOSを受け止める側の対応力を向上させます。</p> <p>生きることの包括的支援により、自殺予防とこころの健康づくりを推進します。</p>	健康推進課 教育総務課
111	小児医療体制の充実	<p>市内の医療機関や市立病院小児科外来において、小児一般外来のほか、発達外来、遺伝外来等、専門的な診療・治療を提供します。</p> <p>小児専門外来の継続設置、小児救急患者の受け入れや、入院受入調整等、保健医療圏内の需要に対応できるよう小児医療の充実を図り、将来的には小児入院及び夜間の小児救急患者の受け入れを目指します。</p> <p>小児医療に関する各種相談窓口や体制について、市が実施する各種事業を通じて情報提供を推進し、安心して医療を受けられる環境づくりを進めます。</p>	病院企画室 健康推進課

第5章 保育所及び幼児教育・保育施設について

1 背景

本市はこれまで令和3年6月に策定した「有田市立保育所再編基本計画」に基づき、適切な教育・保育環境を整備するための方針を定め、保育体制の整備・充実を図ってきました。

同再編基本計画に基づき、令和6年度に保田保育所の新園舎が完成し0歳児の受け入れを開始するとともに、初島幼稚園が認定こども園に移行し、令和7年度にはぶっとく幼稚園が認定こども園に移行しました。

この間、幼児教育・保育を取り巻く環境は大きく変化し、国の子育て支援策や社会情勢の変化、保護者のニーズに柔軟に対応していく必要があることから、市立保育所及び幼児教育・保育施設について、それぞれに今後の方向性や整備について示すこととします。

2 整備計画

「有田市立保育所再編基本計画」では、保育所の統合、長寿命化に基づく老朽化対策を重点的に進めるため、次の施設について整備等を実施します。

●整備・民営化スケジュール

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
宮崎町保育所	→ 令和8年度末閉所				
古江見保育所	2歳児～保育		認定こども園	→	
保田保育所	令和6年新園舎 0歳児受け入れ		認定こども園	→	
宮原保育所	設計・建築（令和8年9月末完成）	令和8年度末 旧園舎閉所	新設・認定こども園（民営）	→	
そとはま保育所			認定こども園	→	
ぶっとく幼稚園	認定こども園 （令和7年度）			→	
初島幼稚園	認定こども園 （令和6年度）			→	

(1) 宮崎町保育所

宮崎町保育所は、令和8年度末（令和9年3月）をもって閉所します。

閉所後の跡地については、地域のニーズや土地の特性を考慮し、地域住民の意見も聞きながら、適切な活用方法を検討し、地域の活性化につながる活用を目指します。

(2) 古江見保育所

令和9年度に認定こども園に移行し、引き続き市立施設として運営していきます。

幼児教育の重要性から考えると、全ての就学前児童に対して適正規模による集団性の確保を行う必要があります。西側エリアにおいて、私立幼稚園2園は認定こども園化したことで機能が充実しました。今後の児童数の推移を見ながら保育施設の適正配置を引き続き行います。

(3) 保田保育所

令和6年度に新園舎が完成し、0歳児の受け入れを開始しました。令和9年度から認定こども園に移行し、引き続き市立施設として運営していきます。

(4) 宮原保育所

宮原保育所については、就学前児童数の減少を踏まえ、将来にわたり持続可能な運営を実現するとともに、より充実した教育・保育サービスの提供を推進するため、宮原地区に新たな認定こども園を整備します。

新たな認定こども園の整備にあたっては、民間活力の有効活用を図るため、公私連携幼保連携型認定こども園として、公募により選定した運営法人と連携協定を締結し、運営します。

【期待される効果】

- 民間のノウハウを活かした柔軟できめ細やかなサービスの提供
- 多様な保育ニーズへの対応（延長保育、一時預かり等）
- 幼児教育機能の充実（教育時間の設定）
- 子育て支援機能の強化（親子のつどいの広場、子育て相談等）
- 統合に伴う保育士の再配置による、受入児童数の確保
- 維持管理費の削減
- 施設の耐久性・耐震性の確保

【統合・整備の詳細】

- 宮原地区に新園舎を建設（令和8年9月末完成予定）
- 土地や建物など必要な設備を廉価で貸付等の支援を行い、運営を継続的かつ安定的に確保
- 令和9年4月から公私連携幼保連携型認定こども園として運営開始
- 締結した協定に基づいた運営がされているか市が指導監督

(5) そとはま保育所

令和9年度に認定こども園に移行し、引き続き市立施設として運営していきます。

幼児教育の重要性から考えると、全ての就学前児童に対して適正規模による集団性の確保を行う必要があります。西側エリアにおいて、私立幼稚園2園は認定こども園化したことで機能が充実しました。今後の児童数の推移を見ながら保育施設の適正配置を引き続き行います。

(6) ぶつとく幼稚園

令和7年度に幼稚園型認定こども園に移行しました。今後も幼児教育・保育機能のさらなる充実を図ります。

(7) 初島幼稚園

令和6年度に幼稚園型認定こども園に移行しました。今後も幼児教育・保育機能のさらなる充実を図ります。

3 整備計画の実施にあたって

幼児教育・保育を取り巻く環境は、大きく変化しており、国の子育て支援策や社会情勢の変化、保護者のニーズに柔軟に対応していく必要があるため、必要に応じて計画の見直しを検討する可能性があります。

就学前児童、待機児童の動向を注視し、保育所の統合、建替え、長寿命化、民営化、認定こども園化等のあらゆる施策を柔軟に実施し、こどもたちが安心して快適に過ごせる環境づくりを目指し、今後、整備計画を着実に推進します。

また、新たな認定こども園の整備にあたっては、保護者、運営法人、市による三者協議会において協議を進め、円滑な移行に向けて十分な引継ぎ期間を確保するとともに、保護者の不安や疑問に丁寧に対応していきます。

第6章 計画の推進に向けて

1 市民や地域、関係団体等との協働

本計画を実効性のあるものとして、着実に展開していくためには、家庭や地域、関係団体や企業等の主体的な取組が必要不可欠となります。そのためにも、ホームページや広報紙、子育て情報紙「みらい」などの媒体を通して、積極的に計画の周知・啓発を進めるとともに、既存の主体的な活動などと十分に連携を図りつつ計画を推進します。

また、市民や関係団体等で構成される「有田市子ども・子育て会議」を通じて、計画の進捗状況や施策・事業の評価をはじめ、課題整理などを行います。

2 庁内の推進体制

こども・子育て支援に関する施策は、教育・保育をはじめ、保健、福祉、教育、まちづくりなど様々な分野にわたるため、こども課が中心となり、関係各課が連携して施策に取り組むことができる体制づくりを進め、本計画を着実に推進します。

年度ごとに関係各課の施策や事業の実施状況を把握するとともに、「有田市子ども・子育て会議」での意見を踏まえ、市ホームページ等を通じて、施策や事業の実施状況を市民に周知します。

3 こども・若者の意見聴取の実施

本計画を実施し、評価するにあたり、こどもたちが社会の一員として尊重され、その声が施策に活かされるよう、こども・若者への意見聴取を行い、より良い施策となるための措置を講じます。

意見聴取にあたっては、こども・若者の年齢や発達の程度に応じて、安心して意見を言える環境を整えた上で、意見を発した個人が特定されないように配慮し、意見を言うことに意味があると感じてもらえるよう、フィードバックを行います。

4 エビデンスに基づく政策立案の推進

効果的な施策の立案・実施のため、こども・若者の実態調査やニーズ調査を定期的実施し、データに基づく政策立案を推進します。また、施策の効果検証を行い、より効果的な施策への改善に努めます。

5 計画の進行管理

本計画で定めた各施策や事業等について、毎年進捗管理及び評価を行います。

庁内の推進体制や「有田市子ども・子育て会議」等において、PDCAサイクル【Plan（計画）—Do（実施・実行）—Check（検証・評価）—Action（改善）】のプロセスを踏まえた計画の進行管理に努めます。

資料編

1 有田市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、有田市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に規定する事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業を実施する団体の代表者
- (3) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 法第6条第2項に規定する保護者
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていない時は、市長が招集する。

2 会長は、子ども・子育て会議の会議の議長となる。

3 子ども・子育て会議の会議は、委員の過半数の出席をもって成立するものとする。

4 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。

5 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第7条 子ども・子育て会議に、専門事項を調査審議するため、専門部会を置くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 子ども・子育て会議の庶務は、市民福祉部こども課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

2 有田市子ども・子育て会議委員名簿

任期 令和7年4月1日～令和9年3月31日

	所属	氏名	備考
有識者	相愛大学名誉教授	桑原 義登	
	有田市主任児童委員 代表	脇村 十月	
	有田市母子保健推進員会長	上田 八恵	
教育及び保育に関する事業に従事する者	私立認定こども園 代表 (ぶっとく幼稚園長)	菅田 良仁	
	市内保育所長代表 (古江見保育所長)	筒井 真智子	
	市内小学校長代表 (箕島小学校長)	中山 眞弘	
	有田市学童保育運営 NPO 法人 和歌山野球振興協会・夢クラブ代表	木村 竹志	
	社会福祉法人 桜樹 理事長	野田 ちよみ	
子どもの保護者	保育所 保護者会代表 (古江見保育所)	田中 悠太	
	有田市PTA連合会 会長 (有和中学校)	住友 信也	
	子育てサークル 代表	生駒 茜	
行政機関	有田市 教育委員会 教育次長	伊藤 正人	
	有田市 市民福祉部 部長	上田 敏寛	

3 用語集

アルファベット

DX (デジタル・トランスフォーメーション)	デジタル技術を活用して、行政サービスや日常生活のあり方をより便利に変えていくこと。例えば、スマートフォンで行政手続きができるようになることなど。
ICT (情報通信技術)	コンピューターやインターネット、スマートフォンなど、情報をやり取りするための技術の総称。学校の授業でタブレットを使うことなども含まれる。
KPI (重要業績評価指標)	計画の目標がどれだけ達成できているかを数値で測るための指標。例えば「事業の利用者数」など、目標の進捗を確認するために使う。
PDC Aサイクル	計画 (Plan) → 実行 (Do) → 評価 (Check) → 改善 (Action) の4段階を繰り返すことで、仕事の質を高めていく手法。

あ行

アウトリーチ (型支援)	支援を必要としているのに自分からは相談に来られない人のところへ、支援者が積極的に出向いて支援を行うこと。
医療的ケア児	人工呼吸器や胃ろう (おなかから直接栄養を取る管) など、日常的に医療的な処置が必要な子ども。保育所や学校への受け入れ体制の整備が求められている。
インクルーシブ教育・保育	障がいのある子どもない子ども、できる限り同じ場所でもともに学び生活できるようにする教育・保育の考え方。すべての子どもが互いを尊重し合える環境をつくることを目指す。

か行

核家族	親 (または一方の親) と子どものみで構成される世帯のこと。祖父母と同居しない家庭が増えており、子育ての孤立化につながることもある。
ゲートキーパー	悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援や専門機関につなぐ役割を担う人。自殺予防の文脈でよく使われる。
合計特殊出生率	一人の女性が生涯に産む子どもの数の平均値。人口を維持するには約2.07が必要とされている。有田市の直近の数値は1.31である。
子育て世代包括支援センター	妊娠期から子育て期まで、切れ目なく相談・支援を行う窓口。現在は子ども家庭センターに統合・移行が進んでいる。
子ども家庭センター	市町村に設置される相談窓口。妊娠・出産・子育てに関する相談を一か所でまとめて受け付け、必要な支援につなぐ役割を担う。
子ども基本法	すべての子どもの権利を守り、子どもの声を尊重した施策を進めることを定めた法律。令和5年 (2023年) に施行。
子ども大綱	子ども基本法に基づき、国が定めた子ども・子育てに関する基本的な政策方針。各市町村はこの大綱をもとに子ども計画を策定する。
子どもまんなか社会	子どもの利益を最優先に考え、すべての子どもが健やかに成長できる社会を目指すという考え方。子ども大綱の基本理念。
コミュニティ・スクール (学校運営協議会)	保護者や地域住民が学校の運営に参加・協議できる仕組み。地域と学校が連携して子どもたちの教育を支える「地域とともにある学校」づくりを推進する。

さ行

産後ケア事業	出産後の母親と赤ちゃんを対象に、助産師などの専門家が心身のケアや授乳・育児の支援を行う事業。宿泊型・日帰り型・訪問型がある。
障害児通所支援	障がいのあるこどもが通う施設で受けられる支援サービス。療育（発達を促す訓練・指導）やリハビリテーションなどを提供する。「放課後等デイサービス」などが含まれる。
スクールカウンセラー	学校に配置された心理の専門家（臨床心理士など）。こどもや保護者、教職員の心の悩みや問題行動の相談に対応する。
スクールソーシャルワーカー	学校に配置された福祉の専門家。家庭環境の問題（貧困・虐待など）が原因で学校生活に困難を抱えるこどもを支援し、関係機関と連携する役割を担う。

た行

デジタルリテラシー	インターネットやスマートフォンを安全・適切に使いこなす知識や能力のこと。ネットトラブルやいじめの防止のためにも重要。
-----------	--

な行

認定こども園	幼稚園（教育）と保育所（保育）の機能を合わせ持つ施設。保護者が働いている・いないにかかわらず、こどもを預けることができる。
ネグレクト	こどもへの食事・衣服・医療・教育などの世話を怠ること。育児放棄とも呼ばれ、身体的虐待・心理的虐待・性的虐待と並ぶ児童虐待の一種。

は行

伴走型支援	支援者が一方的に助けるのではなく、本人と一緒に歩むように継続的に寄り添いながら支援すること。妊娠期からの相談支援などで活用されている。
ひとり親家庭	父または母の一方のみでこどもを育てている家庭。離婚・死別・未婚などによる。就労と育児の両立や経済的な負担など、さまざまな課題を抱えやすい。
ファミリー・サポート・センター事業	子育ての手助けをしたい人と、してほしい人が会員となって、地域内で育児を助け合う仕組み。例えば、保育所の送迎や一時的な預かりなどが行われる。
プレコンセプションケア	将来妊娠を希望する男女が、妊娠する前から体や心の健康を整えるためのケアのこと。健康的な生活習慣の見直しや、妊娠・育児に関する正しい知識の習得も含む。

や行

ヤングケアラー	本来は大人が担うべき家族の世話（病気・障がいのある家族の介護、幼い兄弟姉妹の育児など）を日常的に行っている 18 歳未満のこども・若者。学業や友人関係に影響が出ることもある。
---------	---

わ行

ワーク・ライフ・バランス	仕事と育児・介護・趣味・休息など私生活のバランスがとれた生き方のこと。育児休業の取得促進や柔軟な働き方の整備が重要な課題となっている。
--------------	---

有田市こども計画

発行年月：令和8年3月

発行・編集：有田市市民福祉部 こども課
〒649-0392 和歌山県有田市箕島 50 番地
TEL：0737-22-3524 FAX：0737-82-1725
